

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律 要綱

第一 郵政民営化法の一部改正（第一条）

一 目的の改正

郵政民営化を、株式会社に的確に郵政事業の経営を行わせるための改革とすること。

（郵政民営化法第一条関係）

二 承継会社の再編成

日本郵政公社（以下「公社」という。）の機能を引き継いだ株式会社のうち、郵便局株式会社と郵便事業株式会社を次により再編成するものとし、このほか必要な認可又は届出に係る準備行為の特例、税制上の措置等を講ずること。

- 1 郵便局株式会社は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に、その商号を日本郵便株式会社に変更する。

- 2 施行日に、日本郵便株式会社を吸収合併存続会社とし、郵便事業株式会社を吸収合併消滅会社とする合併を行うものとし、日本郵便株式会社は、郵便事業株式会社の業務その他の機能並びに権利及び

義務を承継する。

(郵政民営化法第六条の二、第七章第三節及び第十一章第三節関係)

三 株式の処分

日本郵政株式会社は、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式について、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、四の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとすること。

(郵政民営化法第七条第一項及び第六十二条第一項関係)

四 郵政事業に係る基本的な役務の確保

日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようとするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとし、その活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に發揮されるようとするものとすること。

(郵政民営化法第七条の二関係)

五 政府は、四の責務の履行の確保が図られるよう、必要な措置を講ずるものとすること。

(郵政民営化法第七条の三関係)

六 郵便局における旧郵便貯金及び旧簡易生命保険の取扱い

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険は、確実に郵便局において取り扱われるものとすること。

（郵政民営化法第七条の四関係）

七 同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保

日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、郵便貯金銀行について銀行法等の特例を適用しないこととする日又は郵便保険会社について保険業法等の特例を適用しないこととする日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの期間（以下「移行期間」という。）中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和すること。

（郵政民営化法第八条関係）

八 情報の公表

日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵政事業についての国民の理解を得るため、その経営の

状況に関する情報を公表するものとすること。

(郵政民営化法第八条の二関係)

九 郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会

郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会は、移行期間の末日まで置かれるものとするほか、郵政民営化委員会の所掌事務を郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行うこと等とすること。

(郵政民営化法第十九条第一項及び第二十六条関係)

十 郵便貯金銀行についての銀行法等の特例及び郵便保険会社についての保険業法等の特例

郵便貯金銀行及び郵便保険会社については、日本郵政株式会社がそれぞれの会社の株式の二分の一以上を処分した日以後は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を必要とする業務の制限に関する規定を適用せず、内閣総理大臣及び総務大臣への届出により業務を行うことができるようすること。

(郵政民営化法第一百十条の二及び第一百三十八条の二関係)

十一 その他

所要の規定の整備を行うこと。

第二 日本郵政株式会社法の一部改正（第二条）

一 会社の目的

日本郵政株式会社は、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とすること。

(日本郵政株式会社法第一条関係)

二 業務の範囲

日本郵政株式会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うこと。

- ① 日本郵便株式会社が発行する株式の引受け及び保有
- ② 日本郵便株式会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保
- ③ 日本郵便株式会社の株主としての権利の行使等

(日本郵政株式会社法第四条関係)

三 責務

日本郵政株式会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一體的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有すること。

(日本郵政株式会社法第五条関係)

四　日本郵便株式会社の株式の保有

日本郵政株式会社は、常時、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有していなければならないこと。

(日本郵政株式会社法第六条関係)

五　情報の公表

日本郵政株式会社は、その経営の状況に関する情報を公表しなければならないこと。

(日本郵政株式会社法第十六条関係)

六　業務の特例

日本郵政株式会社は、当分の間、二の業務のほか、公社から承継した旧郵便貯金法第四条第一項の施設及び旧簡易生命保険法第一百一条第一項の施設の運営又は管理の業務を行うことができる。

(日本郵政株式会社法附則第二条関係)

七　政府保有の株式の処分

政府は、その保有する日本郵政株式会社の株式（政府が常時保有していなければならない日本郵政株

式会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を除く。)については、できる限り早期に処分すること。

(日本郵政株式会社法附則第三条関係)

八 その他

社会・地域貢献基金に係る制度を廃止するほか、所要の規定の整備を行うこと。

第三 郵便局株式会社法の一部改正（第三条）

一 題名の改正

題名を「日本郵便株式会社法」に改めること。

二 会社の目的

日本郵便株式会社は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とすること。

(日本郵便株式会社法第一条関係)

三 定義

次の定義規定を設けること。

① 「郵便窓口業務」とは、簡易郵便局法第二条に規定する郵便窓口業務（郵便物の引受け、郵便物の交付及び郵便切手類の販売等）をいう。

② 「銀行窓口業務」とは、日本郵便株式会社と「銀行窓口業務契約」を締結する銀行（関連銀行）を所属銀行とする銀行代理業（預金等の受入れ及び為替取引に係るものであつて、総務省令で定めるものに限る。）をいう。

③ 「保険窓口業務」とは、日本郵便株式会社と「保険窓口業務契約」を締結する生命保険会社（関連保険会社）を所属保険会社等とする保険募集及び当該関連保険会社の事務の代行（生命保険に係るものであつて、総務省令で定めるものに限る。）をいう。

④ 「郵便局」とは、日本郵便株式会社の営業所であつて、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うものをいう。
(日本郵便株式会社法第二条関係)

四 業務の範囲

1 日本郵便株式会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとすること。

① 郵便法の規定により行う郵便の業務

② 銀行窓口業務

③ ②の業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う業務

④ 保険窓口業務

⑤ ④の業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う業務

⑥ 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき

⑦ ①から⑥までの業務に附帯する業務

2 日本郵便株式会社は、1のほか、会社の目的を達成するため、次の業務を営むことができる。

① お年玉付郵便葉書等及び寄附金付郵便葉書等の発行

② 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に規定する郵便局取扱事務に係る業務

③ ②のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

④ ①から③までの業務に附帯する業務

3 日本郵便株式会社は、1及び2の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、これら

の業務以外の業務を當むことができるのこと。

- 4 日本郵便株式会社は、2③及び3の業務を當もうとするときは、あらかじめ、總務省令で定める事項を總務大臣に届け出なければならないこと。
(日本郵便株式会社法第四条関係)

五 責務

日本郵便株式会社は、その業務の運営に当たつては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有すること。

(日本郵便株式会社法第五条関係)

六 郵便局の設置の届出

日本郵便株式会社は、業務開始の際、次に掲げる事項を總務大臣に届け出なければならないこと。

- ① 郵便局の名称及び所在地
② 日本郵便株式会社の営業所であつて、郵便窓口業務を行うもののうち、銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものの名称及び所在地
(日本郵便株式会社法第六条第二項関係)

七 銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の内容の届出

日本郵便株式会社は、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する前に、その内容を総務大臣に届け出なければならないこと。

(日本郵便株式会社法第七条関係)

八 収支の状況及び情報の公表

1 日本郵便株式会社は、毎事業年度の業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を総務大臣に提出しなければならないこと。

(日本郵便株式会社法第十四条関係)

2 日本郵便株式会社は、経営の状況に関する情報等を公表しなければならないこと。

(日本郵便株式会社法第十八条関係)

九 旧契約に係る役務の確保

日本郵便株式会社は、当分の間、四の業務のほか、機構から委託又は再委託を受けた郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を営むものとすること。

(日本郵便株式会社法附則第二条関係)

十 その他

所要の規定の整備を行うこと。

第四 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部改正（第四条）

郵便貯金及び簡易生命保険の民営化前の旧契約の管理業務は、常に日本郵便株式会社に委託又は再委託されなければならないこと。

（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十五条及び第十八条関係）

第五 関係法律の廃止（第五条）

次に掲げる法律は、廃止すること。

- ① 郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）
- ② 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律（平成二十一年法律第二百号）

第六 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

ただし、第一の一から八まで、第二の六及び七並びに第五②等は、公布の日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 関係法律の改正等

「郵便窓口業務の委託等に関する法律」の題名を「簡易郵便局法」に改正する等、二十九の法律を改正するほか、所要の経過措置を設けること。
(附則第一条から第四十七条まで関係)

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律

(郵政民営化法の一部改正)

第一条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

「第六章 郵便事業株式会社

第一節 設立等（第七十条—第七十二条）

目次中 「第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例（第七十三条・第七十四条）」を

第三節 移行期間中の業務に関する特例等（第七十五条—第七十八条）

第七章 郵便局株式会社

章 削除

章 日本郵便株式会社」に、「第三節 移行期間中の業務に関する特例等（第九十条—第九十三条）」を

「第三節 承継会社の再編成に関する日本郵便株式会社法等の特例（第八十九条の二—第八十九条の六）

第四節 移行期間中の業務に関する特例等（第九十条—第九十三条）

「第二節 業務等の承継等（第一百六

に、「第二節 業務等の承継等（第一百六十六条—第一百七十六条）」を

第三節 承継会社の再編成（第一百

十六条—第一百七十六条）

に、「第一百九十七条」を「第一百九十六条」に改める。

七十六条の二（第一百七十六条の五）

第一条中「ゆだねる」を「委ねる」に、「かんがみ、平成十六年九月十日に閣議において決定された郵

政民営化の基本方針に則して行われる」を「鑑み、株式会社に的確に郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。）の経営を行わせるための」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（承継会社の再編成）

第六条の二 郵便局株式会社は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号。

以下「平成二十四年改正法」という。）の施行の日（以下「平成二十四年改正法施行日」という。）に、その商号を日本郵便株式会社に変更するものとする。

2　日本郵便株式会社は、平成二十四年改正法施行日に、郵便事業株式会社の業務等を合併により承継するものとする。

第七条第二項中「移行期間（平成十九年十月一日から平成二十九年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）中に、その全部を」を「その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次条に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（郵政事業に係る基本的な役務の確保）

第七条の二　日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようになるとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。

2　郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に發揮されるようするものとする。

第七条の三　政府は、前条に規定する責務の履行の確保が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(郵便局における旧郵便貯金及び旧簡易生命保険の取扱い)

第七条の四　機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険は、確実に郵便局において取り扱われるものとする。

第八条中「承継会社」を「日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社」に改め、「移行期間」の下に「（第一百四条に規定する日又は第百三十四条に規定する日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(情報の公表)

第八条の二　日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵政事業についての国民の理解を得るため、その経営の状況に関する情報を公表するものとする。

第十九条第一項第一号中「承継会社の経営状況及び」を「日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況並びに」に、「進捗^{ちよく}状況」を「進捗状況」に、「見直し」を「検証」

に改め、同項第二号中「第六十二条第三項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「第七十八条第二項、第九十三条第二項」を「第九十三条第二項、第一百十条の二第三項」に改め、「第一百二十条第二項」の下に「、第一百三十八条の二第三項」を加える。

第二十六条中「平成二十九年九月三十日」を「移行期間の末日」に改める。

第六十一条中「及び附則第二条第一項」を削り、同条第一号中「及び第一百三十四条第一号」を「、第一百十条の二第一項、第一百三十四条第一号及び第一百三十八条の二第一項」に改める。

第六十二条第一項中「、移行期間中に」を削り、「の全部を段階的に処分しなければならない」を「について、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、第七条の二に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする」に改め、同条第二項中「及び機構」を削り、同項各号中「全部」を「二分の一以上」に改め、同条に次の一項を加える。

4　日本郵政株式会社が郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式の全部を処分した場合については、前二項の規定を準用する。この場合において、第二項中「定める者」とあるのは、「定める者及び機構」と読み替えるものとする。

第六十三条第一項中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、「規定」との下に「、同法附則第二条第一項中「第四条に」とあるのは「第四条及び郵政民営化法第六十一条に」と、「同条に規定する業務」とあるのは「これらの業務」とを加え、同条第二項中「第十四条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章 削除

第七十条から第七十八条まで 削除

「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める。

第七十九条第三項第二号中「払込金額」の下に「（株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）」を加える。

第八十三条第一項中「整備法」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号。以下「整備法」という。）」に改める。

第七章第三節の節名を次のように改める。

第三節 承継会社の再編成に関する日本郵便株式会社法等の特例

第七章第三節中第九十条の前に次の五条を加える。

(業務に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例)

第八十九条の二 郵便局株式会社が第百七十六条の四第一項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時において、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第四項の規定によりした届出とみなす。

(郵便局の設置に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例)

第八十九条の三 郵便局株式会社が第百七十六条の四第二項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時において、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第六条第二項の規定によりした届出とみなす。

(銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例)

第八十九条の四 郵便局株式会社が第百七十六条の四第三項の規定によりした届出は、平成二十四年改正

法の施行の時において、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第七条の規定によりした届出とみなす。

(事業計画に係る認可に関する日本郵便株式会社法の特例)

第八十九条の五 第百七十六条の四第四項の規定によりした総務大臣の認可は、平成二十四年改正法の施行の時において、日本郵便株式会社法第十条の規定によりした総務大臣の認可とみなす。

(銀行代理業の変更の届出に関する銀行法の特例)

第八十九条の六 郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する銀行代理業再委託者である郵便局株式会社の再委託を平成二十四年改正法施行日前に受けていた同項に規定する銀行代理業再受託者であつて平成二十四年改正法附則第十七条の規定による改正後の簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第四条第一項に規定する受託者に該当する者は、日本郵便株式会社を代理人として、銀行法第五十二条の三十九第一項又は第二項の規定による届出（第一百七十六条の二の規定による定款の変更及び第一百七十六条の三の規定による合併（以下「承継会社の再編成」という。）に伴つて変更が必要となる事項として内閣府令で定めるものに係るものに限る。）をことができる。この場合において、同法第五十二条の三十九第一項中「その日から二週間以内に」とあるのは「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の日から二月以内に」と、同条第

二項中「あらかじめ」とあるのは「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から二月以内に」とする。

第九十条の前に次の節名を付する。

第四節 移行期間中の業務に関する特例等

第九十条中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第九十一条中「郵便局株式会社法第五条」を「日本郵便株式会社法第六条第一項」に改める。

第九十二条中「郵便局株式会社は、郵便局株式会社法第四条第二項第二号」を「日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法第四条第二項第三号」に、「郵便局株式会社が」を「日本郵便株式会社が」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第九十三条の見出し中「郵便局株式会社法」を「日本郵便株式会社法」に改め、同条第一項中「郵便局株式会社法」を「日本郵便株式会社法」に改め、同項の表中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「第七章第三節」を「第七章第四節」に、「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に、「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「郵便局株式会社法」を「日本郵便株式会社法」に、「第

十三条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第一百五条第一項中「総務大臣は」の下に「、第六十二条第三項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に」を加え、同項

第二号中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第一百十条第一項第二号亦中「郵便事業株式会社、郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一百十条の二 郵便貯金銀行については、第六十二条第二項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀

行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、前条第一項の規定は適用しない。

この場合において、郵便貯金銀行が同項各号に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、

内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

2 郵便貯金銀行は、前項後段の規定により業務を行うに当たっては、他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項後段の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民

當化委員会に通知しなければならない。

第一百三十五条第一項中「総務大臣は」の下に「、第六十二条第三項の規定により日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に」を加え、

同項第二号中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第一百三十八条第二項第四号中「、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社」を「又は日本郵便株式会社」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一百三十八条の二 郵便保険会社については、第六十二条第二項の規定により日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、前条第一項本文、第二項及び第三項の規定は適用しない。この場合において、郵便保険会社が同条第一項本文に規定する保険の引受け、同条第二項各号に掲げる方法以外の方法による資産の運用及び同条第三項に規定する業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

2 郵便保険会社は、前項後段の規定により業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項後段の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民
當化委員会に通知しなければならない。

第十一章に次の二節を加える。

第三節 承継会社の再編成

(郵便局株式会社の定款の変更)

第一百七十六条の二 郵便局株式会社は、次に定めるところにより、定款の変更をするものとする。

一 その目的を日本郵便株式会社法その他の関係法律の規定に適合するものとすること。

二 その商号を日本郵便株式会社とすること。

三 平成二十四年改正法施行日を当該定款の変更の効力が発生する日とすること。

(日本郵便株式会社及び郵便事業株式会社の合併)

第一百七十六条の三 日本郵便株式会社及び郵便事業株式会社は、次に定めるところにより、合併をするも
のとする。

一 日本郵便株式会社を吸収合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社

をいう。）とし、郵便事業株式会社を吸収合併消滅会社（同項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。）とすること。

二 平成二十四年改正法施行日を効力発生日（会社法第七百四十九条第一項第六号に規定する効力発生日をいう。）とすること。

（準備行為）

第一百七十六条の四 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第四条第四項の規定の例により、日本郵便株式会社が同項の規定により届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第六条第二項の規定の例により、日本郵便株式会社が同項の規定により届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするととも、同様とする。

3 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第七条の規定の例により、日本郵便株式会社が同条の規定により届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならぬ

い。これを変更しようとするととも、同様とする。

4 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第十条の規定の例により、日本郵便株式会社の平成二十四年改正法施行日を含む事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

5 第二項の規定により届け出た事項は、平成二十四年改正法施行日において、郵便局（日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局をいい、簡易郵便局法第七条第二項に規定する簡易郵便局を含む。）を日本郵便株式会社法第六条第一項の規定に適合して設置することとしているものでなければならない。

6 第三項の規定により届け出た事項は、平成二十四年改正法施行日において、次の各号に掲げる契約を日本郵便株式会社が当該各号に定める者を相手方として締結しているものでなければならない。

- 一 日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務契約 郵便貯金銀行
 - 二 日本郵便株式会社法第二条第三項に規定する保険窓口業務契約 郵便保険会社
- （在職期間の通算）

第一百七十六条の五 日本郵便株式会社は、平成二十四年改正法施行日の前日に郵便局株式会社又は郵便事

業株式会社の職員として在職する者（第一百六十七条の規定によりこれらの株式会社の職員となつた者に限る。）で承継会社の再編成により引き続いて日本郵便株式会社の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を日本郵便株式会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

2 平成二十四年改正法施行日の前日に郵便局株式会社又は郵便事業株式会社の職員として在職する者（第一百六十七条の規定によりこれらの株式会社の職員となつた者に限る。）が、承継会社の再編成により引き続いて日本郵便株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本郵便株式会社の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の郵便局株式会社又は郵便事業株式会社の職員としての在職期間及び日本郵便株式会社の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が郵便局株式会社若しくは郵便事業株式会社又は日本郵便株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給

を受けているときは、この限りでない。

第一百七十七条を次のように改める。

(登録免許税に係る課税の特例)

第一百七十七条 承継会社の再編成に伴い日本郵便株式会社が受ける登記又は登録で平成二十四年改正法施行日以後一年以内に受けるものについては、登録免許税を課さない。

第一百八十条第一項第一号中「引き続き」を「、引き続き、施行日から平成二十四年改正法施行日の前日までの間にあつては平成二十四年改正法第三条の規定による改正前の」に改め、「郵便局株式会社に」の下に「、平成二十四年改正法施行日から当該相続の開始の直前までの間にあつては日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局の用に供するため日本郵便株式会社に」を加え、同項第二号中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社（当該相続が平成二十四年改正法施行日前に開始した場合には、当該相続の開始の日から平成二十四年改正法施行日の前までの間にあつては郵便局株式会社、平成二十四年改正法施行日以後にあつては日本郵便株式会社）」に、「同日」を「当該相続の開始の日」に改める。

第一百八十四条の見出し中「設立及び承継等」を「承継会社の再編成」に改め、同条第一項中「次の各号

に掲げる」を「第十一章第三節の」に、「当該各号に定める大臣」を「総務大臣」に改め、「公社又は」を削り、「日本郵政株式会社」の下に「、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社」を加え、同項各号を削り、同条第二項を削る。

第一百八十九条中「この法律の適用がある場合における公社法その他の法令の規定に関する必要な技術的読替え、承継会社等の設立並びに公社の解散及び業務等の承継」を「承継会社の再編成」に改める。

第一百九十五条中「日本郵政株式会社」の下に「、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社」を加え、同条第三号中「第一百八十四条第一項」を「第一百八十四条」に改める。

第一百九十六条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第百十条の二第一項後段、第一百十二条第一項若しくは第二項、第一百二十条第一項、第一百三十八条の二第一項後段、第一百四十条第一項又は第一百四十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第一百九十六条第十二号を削る。

第一百九十七条を削る。

附則第二条第二号中「第六章第三節、第七章第三節」を「第七章第四節」に、「平成二十九年九月三十日」を「移行期間の末日」に改める。

(日本郵政株式会社法の一部改正)

第二条 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十二条」に、「第十四条—第十七条」を「第十三条—第十六条」に、「第十八条—第二十三条」を「第十七条—第二十二条」に改める。

第一条中「郵便事業株式会社及び郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「これらの株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「並びにこれらの株式会社」を「及び日本郵便株式会社」に改める。

第四条第一項第一号から第三号までの規定中「郵便事業株式会社及び郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第六条を削る。

第五条の見出し中「郵便事業株式会社等」を「日本郵便株式会社」に改め、同条中「郵便事業株式会社

及び郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(責務)

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

2 前項の「生命保険」又は「郵便局」とは、それぞれ日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第三項又は第四項に規定する生命保険又は郵便局をいう。

第八条第一項中「第二十二条第三号」を「第二十一条第三号」に改める。

第十二条中「毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度」を「総務省令で定めるところにより、毎事業年度」に改め、「事業報告書」の下に「その他会社の財産、損益又は業務の状況を示す書類として総務省令で定める書類」を加える。

第十三条を削る。

第三章中第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(情報の公表)

第十六条 会社は、その株式が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項第一号に規定する有価証券に該当しないときは、同号に規定する有価証券の発行者が同法第二十五条第二項の規定により公衆の縦覧に供しなければならない書類の写しに記載される情報を勘案して総務省令で定める情報を、総務省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2 会社は、前項に定めるもののほか、第四条第二項、第九条又は第十条の規定による認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

第十七条を削る。

第四章中第十八条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

第二十条第一項中「第十八条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二条第二号中「第五条」を「第六条」に、「郵便事業株式会社及び郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同条第六号中「若しくは事業報告書」を「事業報告書若しくは同条の総務省令で定める書類」に改め、同条第七号中「第十四条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

八 第十六条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第二十二条を第二十一条とし、第二十三条を第二十二条とする。

附則第二条第一項中「平成二十四年九月三十日までの間」を「当分の間」に改め、「ほか」の下に「、同条に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で」を加え、「ものとする」を「ことができる」に改め、同項第一号中「譲渡又は廃止」を「運営又は管理」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「前項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する」を「前項に規定する」に改める。

附則第三条中「よう努める」を削る。

(郵便局株式会社法の一部改正)

第三条 郵便局株式会社法（平成十七年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本郵便株式会社法

目次中「第十二条」を「第十四条」に、「第十三条—第十五条」を「第十五条—第十八条」に、「第十六条—第二十一条」を「第十九条—第二十四条」に改める。

第一条中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「郵便窓口業務及び」を「郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに」に改める。

第二条第一項中「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に改め、同条第二項中「郵便窓口業務」の下に「、銀行窓口業務及び保険窓口業務」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「銀行窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「銀行窓口業務契約」という。）を締結する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「関連銀行」という。）を所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀行をいう。）として営む銀行代理

業（同条第十四項第一号及び第三号に掲げる行為に係るものであつて、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をいう。

一 会社が第五条の責務を果たすために銀行代理業を営むこと。

二 会社が営む銀行代理業の具体的な内容及び方法

三 会社の営業所であつて、銀行代理業を行うものの名称及び所在地

四 その他総務省令で定める事項

3 この法律において「保険窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「保険窓口業務契約」という。）を締結する保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社（株式会社に限る。以下「関連保険会社」という。）を所属保険会社等として営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行（同法第三条第四項第一号に掲げる保険（第五条において「生命保険」という。）に係るものであつて、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をいう。

一 会社が第五条の責務を果たすために保険募集及び関連保険会社の事務の代行を営むこと。

二 会社が営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行の具体的な内容及び方法

三 会社の営業所であつて、保険募集及び関連保険会社の事務の代行を行うものの名称及び所在地

四 その他総務省令で定める事項

第二条に次の二項を加える。

5 この法律において「銀行代理業」とは、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。

6 この法律において「所属保険会社等」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法第二条第二十四項又は第二十六項に規定する所属保険会社等又は保険募集をいう。

第三条中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務

第四条第一項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号中「郵便事業株式会社」を「国」に改め、同号を同項第六号とし、同項第一号の次に次の四号を加える。

二 銀行窓口業務

三　前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使

四　保険窓口業務

五　前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使

第四条第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「銀行業及び生命保険業の代理業務その他の」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項第一号として次の一号を加える。

一　お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第一条第一項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行

第四条第四項中「第二項第二号」を「第二項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項の規定は、同項第二号の規定により会社が営む銀行窓口業務以外の銀行代理業又は同項第四号の規定により会社が営む保険窓口業務以外の保険募集若しくは所属保険会社等の事務の代行を第二項又

は第三項の規定により会社が當むことを妨げるものではない。

第二十一条を第二十四条とする。

第二十条第二号及び第三号を次のように改める。

二 第六条第二項の規定に違反して、同項の届出を行わず、又は虚偽の届出を行つたとき。

三 第七条の規定に違反して、同条の届出を行はず、又は虚偽の届出を行つたとき。

第二十条第四号を削り、同条第五号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「第九条」を「第十条」に、「を提出しなかつた」を「の認可を受けなかつた」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「第十条」を「第十一」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「第十二条」を「第十三条」に、「若しくは事業報告書」を「、事業報告書若しくは同条の総務省令で定める書類」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 第十四条の規定に違反して、同条に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をした同条に規定する書類を提出したとき。

第二十条第十号中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

十一 第十八条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第二十条を第二十三条とする。

第十九条中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第二十二条とする。

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条を第二十条とし、第十六条を第十九条とする。

第十五条中「第六条第一項、第十条又は第十二条」を「第十条、第十二条又は第十二条」に改め、第三

章中同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(情報の公表)

第十八条 会社は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項第一号に規定する

有価証券の発行者が同法第二十五条第二項の規定により公衆の縦覧に供しなければならない書類の写しに記載される情報を勘案して総務省令で定める情報を、総務省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2 会社は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- 一 第四条第四項、第六条第一項又は第七条の規定による届出をしたとき。
- 二 第十条の規定による認可を受けたとき。
- 三 第十四条の規定による提出をしたとき。
- 第十四条を第十六条とする。
- 第十三条第一項第一号を次のように改める。
 - 一 郵便法
- 第十三条第一項第二号を同項第七号とし、同項第一号の次に次の五号を加える。
 - 二 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十一号）
 - 三 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）
 - 四 簡易郵便局法
- 五 お年玉付郵便葉書等に関する法律

六 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）

第十三条を第十五条とする。

第十二条中「毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度」を「総務省令で定めるところにより、毎事業年度」に改め、「事業報告書」の下に「その他会社の財産、損益又は業務の状況を示す書類として総務省令で定める書類」を加え、第二章中同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（收支の状況）

第十四条 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の次に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 第四条第一項第一号及び第六号並びに第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
 - 二 第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
 - 三 第四条第一項第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
 - 四 前三号に掲げる業務以外の業務
- 第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条中「に提出しなければ」を「の認可を受けなければ」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項中「第二十条第五号」を「第二十三条第四号」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とする。

第六条を削る。

第五条に次の二項を加える。

2 会社は、総務省令で定めるところにより、業務開始の際、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 郵便局の名称及び所在地

二 会社の営業所であつて、郵便窓口業務を行うもののうち、銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものの名称及び所在地

第五条を第六条とし、同条の次に次の二項を加える。

(銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の内容の届出)

第七条 会社は、総務省令で定めるところにより、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する前

に、その内容を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

第四条の次に次の二条を加える。

(責務)

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の二条を加える。

(業務の特例)

第二条 会社は、当分の間、第四条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を営むものとする。

一 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務

二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十八条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定により会社の業務が當まれる間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

			第二条第四項	及び保険窓口業務	、保険窓口業務、附則第二条第一項第一号に掲げる業務（以下「受託郵便貯金管理業務」という。）及び同項第二号に掲げる業務（以下「受託簡易生命保険管理業務」という。）
		第四条第二項	前項	前項及び附則第二条第一項	前項及び附則第二条第一項
	第四条第三項	前二項	前二項及び附則第二条第一項	前二項	前二項及び附則第二条第一項
第六条第二項第一号	又は保険窓口業務	、保険窓口業務、受託郵便貯金管理業務又は受託簡易生命保険管理業務	、保険窓口業務	、保険窓口業務、受託郵便貯金管理業務又は受託簡易生命保険管理業務	、保険窓口業務、受託郵便貯金管理業務又は受託簡易生命保険管理業務
第十四条第二号	第五号	第三号	第三号並びに附則第二条第一項第一号	第五号並びに附則第二条第一項第一号	第五号並びに附則第二条第一項第一号
第十四条第三号					

（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部改正）

第四条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「委託することができる」を「委託しなければならない」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

三 当該委託を受ける者が日本郵便株式会社以外の者であるときは、次項の規定により日本郵便株式会社に再委託するものであること。

第十八条第一項中「委託することができる」を「委託しなければならない」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

三 当該委託を受ける者が日本郵便株式会社以外の者であるときは、次項の規定により日本郵便株式会社に再委託するものであること。

（郵便事業株式会社法及び日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律の廃止）

第五条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）

二 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律（平成二十一
年法律第二百号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

「第六章 郵便事業株式会社

第一節 設立等（第七十条—第七十二条）

ただし、第一条の規定（郵政民営化法目次中 第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例（第

第三節 移行期間中の業務に関する特例等（第七十五条

第七章 郵便局株式会社

七十三条・第七十四条) を

第七章 日本郵便株式会社』

に改める改正規定、同法第十九条第一項第一

—第七十八条)

—

号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第一百五条第一項、同項第二号及び第一百十条第一項第二号亦の改正規定、同法第一百十条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号の改正規定、同法第一百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第十一章に一節を加える改正規定（第一百七十六条の五に係る部分に限る。）、同法第一百八十条第一項第一号及び第二号並びに第一百九十六条の改正規定（第十二号を削る部分を除く。）並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く。）、第二条のうち日本郵政株式会社法附則第二条及び第三条の改正規定、第五条（第二号に係る部分に限る。）の規定、次条の規定、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の規定、附則第三十八条の規定（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成

十七年法律第二百二号）附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く。）、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行する。

（郵政民営化法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間における第一条の規定による改正後の郵政民営化法の規定の適用については、同法第六十三条第一項中「第十三条第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、「第十四条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第二項中「第十三条第二項」とあるのは「第十四条第二項」とする。

（日本郵政株式会社法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正前の日本郵政株式会社法（以下この条において「旧法」という。）の規定により日本郵政株式会社に対して行い、又は日本郵政株式会社が行つた処分、手続その他の行為（郵政民

當化法第五十二条の規定により旧法第四条第二項の認可を受けたものとみなされる業務に係る郵政民営化法第六十三条第三項の認可を含む。）は、第二条の規定による改正後の日本郵政株式会社法の相当する規定により日本郵政株式会社に対して行い、又は日本郵政株式会社が行った処分、手続その他の行為とみなす。

（郵便局株式会社法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日をその期間に含む郵便局株式会社法第六条第一項に規定する実施計画に係る期間は、同項の規定にかかわらず、施行日の前日に終了するものとする。

第五条 施行日の前日をその期間に含む第三条の規定による改正前の郵便局株式会社法（第三項において「旧法」という。）第六条第六項に規定する地域貢献業務計画の実施状況に関する報告書の提出及び公表については、日本郵便株式会社が従前の例により行うものとする。

2 郵便局株式会社の施行日の前日を含む事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の提出については、日本郵便株式会社が従前の例により行うものとする。

3 第一条の規定による改正後の郵政民営化法第八十九条の二から第八十九条の五までに定めるもののほか、

旧法の規定により郵便局株式会社に對して行い、又は郵便局株式会社が行つた処分、手續その他の行為は、第三条の規定による改正後の日本郵便株式会社法（次項において「新法」という。）の相當する規定により日本郵便株式会社に對して行い、又は日本郵便株式会社が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

4 新法第三条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本郵便株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（郵便事業株式会社法の廃止に伴う経過措置）

第六条 施行日をその期間に含む郵便事業株式会社法第四条第一項に規定する実施計画に係る期間は、同項の規定にかかわらず、施行日の前日に終了するものとする。

第七条 施行日の前日をその期間に含む第五条の規定による廃止前の郵便事業株式会社法（以下この条において「旧法」という。）第四条第五項に規定する社会貢献業務計画の実施状況に関する報告書の提出及び公表については、日本郵便株式会社が従前の例により行うものとする。

2 郵便事業株式会社の施行日の前日を含む事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の提出については、日本郵便株式会社が従前の例により行うものとする。

3 郵便事業株式会社の施行日の前日を含む事業年度の旧法第三条第一項及び第二項に規定する業務並びに同条第三項に規定する業務の区分ごとの收支の状況の公表については、日本郵便株式会社が従前の例により行うものとする。

4 旧法の規定により郵便事業株式会社に対して行い、又は郵便事業株式会社が行つた処分、手続その他の行為は、第三条の規定による改正後の日本郵便株式会社法の相当する規定により日本郵便株式会社に対して行い、又は日本郵便株式会社が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

（水難救護法の一部改正）

第八条 水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「郵便事業株式会社ノ事業所」を「日本郵便株式会社ノ事業所（郵便ノ業務ヲ行フモノニ限ル）」に改める。

（郵便法の一部改正）

第九条 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第五十九条第二項中「であり、かつ、管理又は監督の地位にある者」を削る。

第六十条第二号中「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に改める。

第六十二条中「又は会社における管理若しくは監督の地位にある者でなくなつた場合」を削る。

(郵便法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 郵便局株式会社は、施行日前に、前条の規定による改正後の郵便法（以下この条及び次条において「新法」という。）第六十七条第一項及び第二項の規定の例により郵便に関する料金（同条第一項に規定する郵便に関する料金をいう。次項において同じ。）を定め、総務大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定により届け出た郵便に関する料金は、施行日において、新法第六十七条第一項の規定により日本郵便株式会社が定めて届け出た郵便に関する料金とみなす。

3 郵便局株式会社は、施行日前に、新法第六十七条第三項及び第四項の規定の例により第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

4 前項の規定により認可を受けた第三種郵便物及び第四種郵便物の料金は、施行日において、新法第六十

七条第三項の規定により日本郵便株式会社が定めて認可を受けた第三種郵便物及び第四種郵便物の料金と

みなす。

5 郵便局株式会社は、施行日前に、新法第六十八条の規定の例により郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

6 前項の規定により認可を受けた郵便約款は、施行日において、新法第六十八条第一項の規定により日本郵便株式会社が定めて認可を受けた郵便約款とみなす。

7 郵便局株式会社は、施行日前に、新法第七十条の規定の例により郵便業務管理規程（同条第一項に規定する郵便業務管理規程をいう。次項において同じ。）を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

8 前項の規定により認可を受けた郵便業務管理規程は、施行日において、新法第七十条第一項の規定により日本郵便株式会社が定めて認可を受けた郵便業務管理規程とみなす。

第十一條 附則第九条の規定による改正前の郵便法（次項において「旧法」という。）第二十九条の規定により郵便事業株式会社が発行した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票は、新法第二十九条の規定により日本郵便株式会社が発行した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第五十九条第一項の規定により任命されている郵便認証司は、新法第五十

九条第二項の規定により日本郵便株式会社がした推薦に基づいて同条第一項の規定により任命された郵便認証司とみなす。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第十二条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同項第一号中「若しくは郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局をいう。以下同じ）」を「（郵便の業務を行うものに限る。以下この項において同じ）」に改め、同項第二号及び第三号中「又は郵便局」を削り、同項第四号及び第五号中「、郵便局」を削る。

（郵便切手類販売所等に関する法律等の一部改正）

第十三条 次に掲げる法律の規定中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

一 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第二条第一項

二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百四十二条第五項及び第一百八十三条の一

三 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第八条第四項及び第五項

四 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十三条第一項及び第四項

五 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第七条第一項から第七項まで及び第八条第一項第二号

六 郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）第一条第一項

（郵便切手類販売所等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 郵便局株式会社は、施行日前に、前条の規定による改正後の郵便切手類販売所等に関する法律（次項において「新法」という。）第二条各項に規定する基準を定め、それぞれ同条各項の規定の例により、総務大臣の認可を受けることができる。

2 前項の規定により認可を受けた新法第二条各項に規定する基準は、施行日において、それぞれ同条各項の規定により日本郵便株式会社が総務大臣の認可を受けて定めた基準とみなす。

（公職選挙法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 この法律の施行前に郵便事業株式会社がした附則第十三条の規定による改正前の公職選挙法第百

四十二条第五項の規定による表示は、附則第十三条の規定による改正後の公職選挙法第百四十二条第五項の規定による表示とみなす。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 課税物品を内容とする郵便物であつてこの法律の施行前に名宛人が受け取っていないもの（以下この条において「受領前郵便物」という。）について附則第十三条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第七条第一項の規定により税関長が郵便事業株式会社を経て発した通知は、当該税関長が当該受領前郵便物について附則第十三条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第七条第一項の規定により日本郵便株式会社を経て発した通知とみなす。

2 受領前郵便物について旧法第七条第二項の規定により郵便事業株式会社がした送達は、当該受領前郵便物について新法第七条第二項の規定により日本郵便株式会社がした送達とみなす。

3 郵便物に係る内国消費税を納付しようとする者が、旧法第七条第四項又は第五項の規定により当該内国消費税の税額に相当する金銭を郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託したときは、新法第七条第四

項又は第五項の規定により当該内国消費税の税額に相当する金銭を日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託したものとみなして、同条第六項及び第七項の規定を適用する。

4 旧法第七条第六項において準用する附則第二十八条の規定による改正前の関税法第七十七条の五第一項の規定による税関長の郵便事業株式会社に対する求めは、新法第七条第六項において準用する附則第二十八条の規定による改正後の関税法（以下この項において「新関税法」という。）第七十七条の五第一項の規定による税関長の日本郵便株式会社に対する求めとみなして、新法第七条第六項（新関税法第七十七条の五第二項の規定を準用する部分に限る。）及び第二十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（郵便窓口業務の委託等に関する法律の一部改正）

第十七条 郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

簡易郵便局法

第一条中「郵便事業株式会社から郵便局株式会社への」及び「並びにその再委託」を削る。

第三条を削る。

第四条の見出しを「（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）」に改め、同条中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社（以下「会社」という。）」に、「委託業務を行う必要がある場合において、」を「郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を」に、「再委託する」を「委託する」に改め、同条を第三条とする。

第五条の前の見出しを削り、同条第一項中「郵便局株式会社」を「会社」に、「再委託」を「委託」に、「委託業務」を「郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務」に改め、同条第二項中「郵便局株式会社」を「会社」に、「再委託された委託業務」を「委託された郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務」に、「再委託業務」を「委託業務」に改め、同条第三項中「再委託業務」を「委託業務」に改め、同条を第四条とし、同条の前に見出として「（受託者の資格）」を付し、第六条を第五条とする。

第七条の見出しが「（委託契約）」に改め、同条中「郵便局株式会社」を「会社」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「再委託業務」を「委託業務」に、「再委託契約」を「委託契約」に改め、同条

を第六条とする。

第八条の見出しを「（簡易郵便局の設置及び受託者の呼称）」に改め、同条第一項中「郵便局株式会社」を「会社」に、「再委託業務」を「委託業務」に改め、「施設」の下に「（以下この条において「簡易郵便局」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 簡易郵便局（受託者が当該簡易郵便局において日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する銀行窓口業務及び同条第三項に規定する保険窓口業務を行う場合に限る。）は、同法第六条（第二項第二号を除く。）の規定の適用については、同法第二条第四項に規定する郵便局とみなす。

第八条に次の二項を加える。

3 簡易郵便局は、印紙をもつてする歳入金納付に關する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条
第一項、お年玉付郵便葉書等に關する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第三条第一項、特許法
(昭和三十四年法律第二百二十一号) 第十九条(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号) 第二条の
五第二項、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号) 第六十八条第二項、商標法(昭和三十四年法律第

百一十七号）第七十七条第二項及び附則第二十七条第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び日本郵便株式会社法第六条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、会社の営業所とみなす。

4 受託者（受託者が団体である場合にあつては、当該団体における委託業務の責任者）は、簡易郵便局长という呼称を用いることができる。

第八条を第七条とする。

第九条の見出し中「再委託業務」を「委託業務」に改め、同条を第八条とする。

第十条の見出しを「（委託契約の解除）」に改め、同条中「郵便局株式会社」を「会社」に、「第六条各号」を「第五条各号」に、「再委託契約」を「委託契約」に改め、同条を第九条とする。

第十一条の前の見出し及び同条を削る。

第十二条に見出として「（郵便切手類販売所等に関する法律の適用）」を付し、同条中「施設（郵便窓口業務の委託等に関する法律）」を「施設（簡易郵便局法）」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、「同条第二項及び第三項中「会社」とあるのは「郵便局株式会社」と」を削り、同条を第

十条とし、第十三条を第十一条とする。

第十四条中「第七条」を「第六条」に、「郵便局株式会社」を「会社」に改め、同条を第十二条とする。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

- 2 日本郵便株式会社法附則第二条第一項の規定により日本郵便株式会社の業務が営まれる間、第七条第二項中「及び同条第三項に規定する保険窓口業務」とあるのは「、同条第三項に規定する保険窓口業務、日本郵便株式会社から独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第二百一号）第十五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務及び日本郵便株式会社から同法第十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務」と、同条第三項中「第六条第二項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えられた同法第六条第二項」とする。

（郵便窓口業務の委託等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 郵便局株式会社は、施行日前に、前条の規定による改正後の簡易郵便局法（次項及び次条において「新法」という。）第六条に規定する基準を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

2 前項の規定により認可を受けた新法第六条に規定する基準は、施行日において、同条の規定により日本郵便株式会社が総務大臣の認可を受けて定めた基準とみなす。

第十九条 特定受託者（この法律の施行の際現に附則第三十八条の規定による改正前の郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「旧整備法」という。）附則第七十四条第一項の規定の適用を受けている者であつて、施行日以後引き続いて新法第六条に規定する委託契約に基づき新法第四条第二項に規定する委託業務を行う者をいう。以下この項において同じ。）である組合（同条第一項第二号から第四号までに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。）は、特定受託者である間は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第四号に掲げる業務については、旧整備法附則第六十七条第一項の規定により許可を受けたものとみなされる場合に限る。

一 第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（以下この項において「新機構法」という。）第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた日本郵便株式会社から同項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた

新機構法第十四条第二項に規定する郵便貯金管理業務

二 新機構法第十八条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた日本郵便株式

会社から同項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた新機構法第十

四条第三項に規定する簡易生命保険管理業務

三 日本郵便株式会社から委託を受けた貨物（旧整備法第十四条の規定による改正前の郵便法第三十条に

規定する小包郵便物に相当するものとして総務省令で定めるものに限る。）の運送の引受けに関する業

務

四 郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第

十六項に規定する所属銀行として行う同条第十四項に規定する銀行代理業

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める業務

2 前項の場合においては、新法第八条の規定を準用する。

（お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正）

第二十条 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正

する。

第一条第一項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第三条第一項中「はり付けて」を「貼り付けて」に、「同項の金品の支払又は交付に関する業務の委託を受けた者の営業所を含む」を「郵便の業務を行うものに限る」に改める。

(お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 前条の規定による改正前のお年玉付郵便葉書等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第一条第一項の規定により郵便事業株式会社が発行したくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手は、前条の規定による改正後のお年玉付郵便葉書等に関する法律（以下この条において「新法」という。）

第一条第一項の規定により日本郵便株式会社が発行したくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手とみなす。

2 旧法第五条第一項の規定により郵便事業株式会社が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手は、新法第五条第一項の規定により日本郵便株式会社が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手とみなす。

3 旧法第六条の規定により郵便事業株式会社に委託したものとされた寄附金は、新法第六条の規定により

日本郵便株式会社に委託したものとされた寄附金とみなす。

(郵便物運送委託法の一部改正)

第二十二条 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第七条中「で会社の事業所」の下に「（郵便の業務を行うものに限る。以下この条及び第十五条第二項において同じ。）」を加える。

(郵便物運送委託法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の郵便物運送委託法（次項において「旧法」という。）第三条第二項の規定により郵便事業株式会社が総務大臣の認可を受けて定めている基準は、前条の規定による改正後の郵便物運送委託法（次項において「新法」という。）第三条第二項の規定により日本郵便株式会社が総務大臣の認可を受けて定めた基準とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十五条第二項の規定により郵便物の取集、運送及び配達を行う者が郵便事業株式会社の事業所に対して行つた送付又は通知は、新法第十五条第二項の規定により同項に規定する会社

の事業所に対して行つた送付又は通知とみなす。

(処分等に関する経過措置)

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律による改正前の郵便法、郵便切手類販売所等に関する法律、お年玉付郵便葉書等に関する法律又は郵便物運送委託法の規定により郵便事業株式会社に対してもした若しくはすべき、又は郵便事業株式会社がした若しくはすべき処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の郵便法、郵便切手類販売所等に関する法律、お年玉付郵便葉書等に関する法律又は郵便物運送委託法の相当する規定により日本郵便株式会社に対してもした若しくはすべき、又は日本郵便株式会社がした若しくはすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(地方税法の一部改正)

第二十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第三項第一十五号の二を次のように改める。

二十五の二　日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第一項第一号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの

附則第十五条第二十五項中「郵便事業株式会社が所有する」を「日本郵便株式会社が所有する郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）第一条の規定による改正前の」に、「の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵便事業株式会社第三条に規定する業務の用に供するもので政令で定めるもの並びに郵便局株式会社が所有する郵政民営化法」を「及び」に、「郵便局株式会社法第四条第一項及び第二項」を「日本郵便株式会社法第四条第一項（第三号及び第五号に係る部分を除く。）、第二項及び第三項」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第二十六条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三項第二号を次のように改める。

二 日本郵便株式会社

附則第二十三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

（土地収用法の一部改正）

第二十七条 土地収用法（昭和二十六年法律第一百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十三号の二を次のように改める。

十三の二　日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設

（関税法の一部改正）

第二十八条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七十四条及び第七十六条第三項から第五項までの規定中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第七十六条の二第一項中「名あて人」を「名宛人」に、「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同条第三項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第七十七条第一項及び第二項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同条第五項中「名あて人」を「名宛人」に、「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第七十七条の二、第七十七条の三（見出しを含む。）、第七十七条の四及び第七十七条の五中「郵便事

業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第七十八条第一項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同条第二項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第七十八条の二第一項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 この法律の施行前に郵便事業株式会社が受け取った郵便物（この法律の施行前に発送され、又は名宛人に交付されていないものに限る。以下この条において「施行前受領郵便物」という。）については、日本郵便株式会社が受け取つたものとみなして、前条の規定による改正後の関税法（以下この条において「新法」という。）第七十六条第三項の規定を適用する。この場合において、郵便事業株式会社が当該施行前受領郵便物について前条の規定による改正前の関税法（以下この条において「旧法」という。）

第七十六条第三項の規定により提示をしているときは、当該提示は、日本郵便株式会社がしたものとみなす。

2 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七十六条第五項の規定により郵便事業株式会社に発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十六条第五項の規定により日本郵便株式会社に発した通知とみなす。

3 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七十七条第一項の規定により郵便事業株式会社を経て発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十七条第一項の規定により日本郵便株式会社を経て発した通知とみなす。

4 施行前受領郵便物について旧法第七十七条第二項の規定により郵便事業株式会社がした送達は、当該施行前受領郵便物について新法第七十七条第二項の規定により日本郵便株式会社がした送達とみなす。

5 郵便物に係る関税を納付しようとする者が、旧法第七十七条の二第一項の規定により当該関税の税額に相当する金銭を郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託したときは、新法第七十七条の二第一項の規定により当該関税の税額に相当する金銭を日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託したものとみなして、同条第二項及び新法第七十七条の二から第七十七条の五までの規定を適用する。

6 旧法第七十七条の五第一項の規定による税関長の郵便事業株式会社に対する求めは、新法第七十七条の

五第一項の規定による税関長の日本郵便株式会社に対する求めとみなして、同条第二項及び新法第百十四条の二（第九号の一に係る部分に限る。）の規定を適用する。

7 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七十八条第一項の規定により郵便事業株式会社に発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十八条第一項の規定により日本郵便株式会社に発した通知とみなす。

8 郵便事業株式会社が施行前受領郵便物について旧法第七十八条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により税関長に発した通知は、日本郵便株式会社が当該施行前受領郵便物について新法第七十八条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により税関長に発した通知とみなす。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三十条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改める。

附則第二十条の三第二項第二号を次のように改める。

附則第二十条の三第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第三項中「前項第四号又は第五号」を「前項第三号又は第四号」に改める。

(特許法の一部改正)

第三十一条 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む）を「日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る）に改める。

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 この法律の施行前に郵便事業株式会社の営業所であつて附則第十七条の規定による改正前の郵便窓口業務の委託等に関する法律第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）に差し出された前条の規定による改正前の特許法第十九条（実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第二条の五

第二項、意匠法（昭和三十四年法律第百二十一十五号）第六十八条第二項、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七十七条第二項及び附則第二十七条第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の願書又は物件は、前条の規定による改正後の特許法第十九条（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項、商標法第七十七条第二項及び附則第二十七条第二項並びに工業所有権に関する手續等の特例に関する法律第四十条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、日本郵便株式会社の営業所に差し出された願書又は物件とみなす。

（消費税法の一部改正）

第三十三条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号イ中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に、「第三条第一項（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）に規定する郵便局株式会社の営業所若しくは同法第八条第一項（施設の設置）を「第七条第一項（簡易郵便局の設置及び受託者の呼称）に、「再委託業務」を「委託業務」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第三十四条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第一百四条第三項第二号中「郵便事業株式会社の営業所（郵便事業株式会社から当該送達の業務の委託を受けた者の営業所を含む）を「日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る」に改める。

第一百六条第一項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

（民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の民事訴訟法第一百四条第三項第二号に掲げる送達（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一百四条の規定により当該送達とみなされた送達を含む。）は、前条の規定による改正後の民事訴訟法第一百四条第三項の規定の適用については、同項第二号に掲げる送達とみなす。

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正）

第三十六条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百一十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「郵便局株式会社法（平成十七年法律第二百号）第二条第一項に規定する郵便局のうち、郵便局株式会社の営業所である」を「日本郵便株式会社の営業所であつて、簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う」に改める。

第三条第二項及び第五項、第四条第一項並びに第五条（見出しを含む。）中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条 この法律の施行の際現にされている前条の規定による改正前の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（次項において「旧法」という。）第三条第一項の規定による指定は、前条の規定による改正後の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項の規定によりされた指定とみなす。

2 旧法第三条第五項に規定する事務取扱郵便局の職員であつた者に係る同条第一項に規定する郵便局取扱事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十八条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十九年九月三十日」を「郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日」に改める。

附則第四十九条第二号を次のように改める。

二 日本郵便株式会社

附則第四十九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附則第五十五条中「から第九十五条まで」を「及び第九十四条」に改める。

附則第五十九条中「であつた者」を「から引き続いて第十二条の規定による改正前の国家公務員法（以下この条において「旧法」という。）第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員（旧公社の職員を除く。以下この条及び附則第百七条において「一般職国家公務員」という。）となり引き続き一般職國家公務員として在職する者」に改め、「（以下この条において「新法」という。）」を削り、同条に後段として次のように加える。

旧公社の職員としての在職期間が旧法第八十二条第二項に規定する要請に応じた退職前の在職期間に含まれる一般職国家公務員についても、同様とする。

附則第七十九条第二項中「承継会社は、当該承継会社」を「日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社は、それぞれ日本郵政株式会社、日本郵便株式会社（郵政民営化法第百七十六条の二の規定による定款の変更前の郵便局株式会社及び同法第百七十六条の三の規定による合併前の郵便事業株式会社を含む。）、郵便貯金銀行及び郵便保険会社」に改める。

附則第九十条の前の見出しを削り、同条に見出しつして「（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）」を付する。

附則第九十一条を次のように改める。

第九十一条 削除

附則第九十五条中「新国共済法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附則第一百七条第二項中「であった者」を「から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者」に改め、同項に後段として次のように加える。

旧公社の職員としての在職期間が第十二条の規定による改正前の国家公務員法第八十二条第二項に規定する要請に応じた退職前の在職期間に含まれる一般職国家公務員についても、同様とする。

附則第一百七条第三項中「であつた者」を「から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附則第一百七条第五項中「であつた者」を「から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第三十九条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「郵便事業株式会社、郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

（非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第四十条 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一百五十六条の見出しを「（郵政民営化法の一部改正）」に改め、同条中「郵政改革法（平成二十三年法律第 号）第五十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による廃止前の」を削る。

第一百五十七条を次のように改める。

第一百五十七条 削除

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第四十一条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号を削る。

附則第十四条中「平成二十三年法律第 号）第三条」を「平成十七年法律第九十八号）第二条」に改め、「議決権に係る」を削る。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十二条 保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条を次のように改める。

（郵政民営化法の一部改正）

第十一条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一百三十九条第二項中「第一百六条第五項」を「第一百六条第八項」に改め、同条第八項中「第十四号」を「第十五号」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十三条 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第十三号中「日本郵政株式会社法（平成二十四年法律第 号）」を「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）」に改める。

附則第二十五条第二項中「定める日」の下に「を含む事業年度開始の日」を加え、同条第三項中「定める日」の下に「を含む事業年度開始の日」を加え、「同日を含む」を「当該」に改める。

附則第三十六条第二項中「定める日」の下に「を含む連結事業年度開始の日」を加え、同条第三項中「定める日」の下に「を含む連結事業年度開始の日」を加え、「同日を含む」を「当該」に改める。

（国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第四十四条 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第一百七十二条

（総務省設置法の一部改正）

第四十五条　総務省設置法の一部を次のように改正する。

第三条中「郵便事業」を「郵政事業」に改める。

第四条第七十九号中「郵便事業」を「郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。）」に改め、同条第七十九号の二及び

第七十九号の三を削り、同条第七十九号の四を同条第七十九号の二とし、同条第七十九号の五を同条第七十九号の三とする。

第二十八条第一項中「第七十九号の五」を「第七十九号の三」に改める。

附則第二条第二項の表平成二十九年九月三十日の項を削り、同表に次のように加える。

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に郵政民営化法に規定する事務を行うこと。

成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間

の末日

(罰則に関する経過措置)

第四十六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後についた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律 新旧対照条文目次

- 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（第一条関係）-----
1
- 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）（第二条関係）-----
30
- 郵便局株式会社法（平成十七年法律第九十九号）（第三条関係）-----
38
- 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）（第四条関係）-----
30
- 水難救助法（明治三十二年法律第九十五号）（附則第八条関係）-----
51
- 郵便法（昭和二十一年法律第一百六十五号）（附則第九条関係）-----
52
- 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第一百四十二号）（附則第十二条関係）-----
54
- 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）（附則第十三条第一号関係）-----
56
- 公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）（附則第十三条第二号関係）-----
57
- 植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）（附則第十三条第三号関係）-----
58
- 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）（附則第十三条第四号関係）-----
59
- 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第十三条第五号関係）-----
60
- 郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和四十七年法律第五十号）（附則第十三条第六号関係）-----
64
- 郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）（附則第十七条関係）-----
65
- お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）（附則第二十条関係）-----
71
- 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）（附則第二十二条関係）-----
72
- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第二十五条関係）-----
73
- 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）（附則第二十六条関係）-----
75
- 土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（附則第二十七条関係）-----
76
- 關稅法（昭和二十九年法律第六十一号）（附則第二十八条関係）-----
77

- 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（附則第三十条関係）――
- 特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）（附則第三十一条関係）――
- 消費税法（昭和六十三年法律第二百八号）（附則第三十三条関係）――
- 民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）（附則第三十四条関係）――
- 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百二十号）（附則第三十六条関係）――
- 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）（附則第三十八条関係）――
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（附則第三十九条関係）――
- 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）（附則第四十条関係）――
- 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百十七号）（附則第四十一条関係）――
- 保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）（附則第四十二条関係）――
- 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）（附則第四十三条関係）――
- 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理經營に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第二百四十四条関係）（附則第四十五条関係）――
- 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（附則第四十五条関係）――

○郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
目次	目次	目次
第一章～第五章　（略）	第一章～第五章　（略）	第一章～第五章　（略）
第六章　削除	第六章　郵便事業株式会社	第六章　郵便事業株式会社
第七章　日本郵便株式会社	第七章　郵便局株式会社	第七章　郵便局株式会社
第一節・第二節　（略）	第一節・第二節　（略）	第一節・第二節　（略）
第三節　承継会社の再編成に関する日本郵便株式会社法等の特例 （第八十九条の二～第八十九条の六）	第三節　移行期間中の業務に関する特例等（第九十条～第九十三条）	第三節　移行期間中の業務に関する特例等（第七十五条～第七十八条）
第四節　移行期間中の業務に関する特例等（第九十条～第九十三条）	第四節　移行期間中の業務に関する特例等（第九十条～第九十三条）	第四節　移行期間中の業務に関する特例等（第九十条～第九十三条）
第八章～第十章　（略）	第八章～第十章　（略）	第八章～第十章　（略）
第十一章　日本郵政公社の業務等の承継等	第十一章　日本郵政公社の業務等の承継等	第十一章　日本郵政公社の業務等の承継等
第一節　（略）	第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　業務等の承継等（第一百六十六条～第一百七十六条）	第二節　業務等の承継等（第一百六十六条～第一百七十六条）	第二節　業務等の承継等（第一百六十六条～第一百七十六条）
第三節　承継会社の再編成（第一百七十六条の二～第一百七十六条の六）		

第十二章・第十三章 (略)

第十四章 罰則 (第一百九十条—第一百九十六条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、株式会社に的確に郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。）の経営を行わせるための改革（以下「郵政民営化」という。）について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関する講ずる措置、日本郵政公社（以下「公社」という。）の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要となる事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

(承継会社の再編成)

第六条の二 郵便局株式会社は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号。以下「平成二十四年改正法」といいう。）の施行の日（以下「平成二十四年改正法施行日」という。）に、その商号を日本郵便株式会社に変更するものとする。

2| 日本郵便株式会社は、平成二十四年改正法施行日に、郵便事業株式

第十二章・第十三章 (略)

第十四章 罰則 (第一百九十条—第一百九十七条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、民間にゆだねることが可能なものはできる限りこれにゆだねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、平成十六年九月十日に閣議において決定された郵政民営化の基本方針に則して行われる改革（以下「郵政民営化」という。）について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関する講ずる措置、日本郵政公社（以下「公社」という。）の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要となる事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

会社の業務等を合併により承継するものとする。

(新会社の株式)

第七条 (略)

2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次条に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。

(郵政事業に係る基本的な役務の確保)

第七条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。

2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に發揮されるようにするものとする。

第七条の三 政府は、前条に規定する責務の履行の確保が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(郵便局における旧郵便貯金及び旧簡易生命保険の取扱い)

第七条の四 機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険は、確実に郵便局において取り扱われるものとする。

(新会社の業務についての同種の業務を営む事業者との対等な競争条

2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、移行期間(平成十九年十月一日から平成二十九年九月三十日まで)の期間をいう。以下同じ。)中に、その全部を処分するものとする。

(新会社の株式)

第七条 (略)

2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、移行期間(平成十九年十月一日から平成二十九年九月三十日まで)の期間をいう。以下同じ。)中に、その全部を処分するものとする。

件の確保)

第八条 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間（第百四条に規定する日又は第百三十四条に規定する日のいづれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。

（情報の公表）

第八条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵政事業についての国民の理解を得るため、その経営の状況に関する情報を公表するものとする。

（所掌事務）

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三年ごとに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況並びに国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。

二 第三十三条第二項、第五十条第二項、第六十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第六十三条第二項、第九十三条第二項、第一百十条の二第三項、第一百十二条第三項、第一百十六条第三項、第一百九条第二項、第一百二十条第二項、第一百三十八条の二第四項、第一百十九条第二項、第一百二十条第二項、第一百三十八条の二

件の確保)

第八条 承継会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。

（所掌事務）

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三年ごとに、承継会社の経営状況及び国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。

二 第三十三条第二項、第五十条第二項、第六十二条第三項、第六十三条第二項、第七十八条第二項、第九十三条第二項、第一百十二条第三項、第一百十六条第四項、第一百十九条第二項、第一百二十条第二項、第一百四十条第二項、第一百四十四条第四項、第一百四十七条第二項又は

第三項、第一百四十条第二項、第一百四十四条第四項、第一百四十七条第一項又は第一百四十九条第二項の規定によりその権限に属させられた事項について、必要があると認めるときは、本部長を通じて関係各大臣に意見を述べること。

三・四 (略)

2・3 (略)

(設置期限等)

第二十六条 本部（民営化委員会を含む。次条において同じ。）は、移行期間の末日まで置かれるものとする。

2 移行期間の末日において民営化委員会の委員である者の任期は、第二十二条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(業務の特例)

第六十一条 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。次号、次条、第百四条第一号、第一百十条の二第一項、第一百三十四条第一号及び第一百三十八条の二第一項において同じ。）の処分

二・三 (略)

第一百四十九条第二項の規定によりその権限に属させられた事項について、必要があると認めるときは、本部長を通じて関係各大臣に意見を述べること。

三・四 (略)

2・3 (略)

(設置期限等)

第二十六条 本部（民営化委員会を含む。次条において同じ。）は、平成二十九年九月三十日まで置かれるものとする。

2 平成二十九年九月三十日において民営化委員会の委員である者の任期は、第二十二条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(業務の特例)

第六十一条 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第四条及び附則第二条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。次号、次条、第百四条第一号及び第一百三十四条第一号において同じ。）の処分

二・三 (略)

(株式の処分)

第六十二条 日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式について、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、第七条の二に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。

2 日本郵政株式会社は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出るとともに、当該各号に定める者に通知しなければならない。

一 郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した場合 郵便貯金銀行

二 郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分した場合 郵便保険会社

3 (略)

4| 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式の全部を処分した場合については、前二項の規定を準用する。この場合において、第二項中「定める者」とあるのは、「定める者及び機構」と読み替えるものとする。

(日本郵政株式会社法の適用に関する特例等)

第六十三条 前二条の規定の適用がある場合における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第十三条规定第一項中「この法律」とあるのは「この法律並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）

第六十一条及び第六十二条」と、同条第二項及び同法第十四条第一項

(株式の処分)

第六十二条 日本郵政株式会社は、移行期間中に、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を段階的に処分しなければならない。

2 日本郵政株式会社は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出るとともに、当該各号に定める者及び機構に通知しなければならない。

一 郵便貯金銀行の株式の全部を処分した場合 郵便貯金銀行

二 郵便保険会社の株式の全部を処分した場合 郵便保険会社

3 (略)

(日本郵政株式会社法の適用に関する特例等)

第六十三条 前二条の規定の適用がある場合における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第十四条第一項中「この法律」とあるのは「この法律並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）

第六十一条及び第六十二条」と、同条第二項及び同法第十五条第一項

中「この法律」とあるのは「この法律並びに郵政民営化法第六十一条

及び第六十二条の規定」と、同法附則第二条第一項中「第四条に」と

あるのは「第四条及び郵政民営化法第六十一条に」と、「同条に規定

する業務」とあるのは「これらの業務」とする。

2 総務大臣は、日本郵政株式会社法第十三条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

第六章 削除

第七十条から第七十八条まで 削除

中「この法律」とあるのは「この法律並びに郵政民営化法第六十一条及び第六十二条の規定」とする。

2 総務大臣は、日本郵政株式会社法第十四条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

第六章 郵便事業株式会社

第一節 設立等

(設立)

第七十条 日本郵政株式会社は、郵便事業株式会社の設立の発起人となる。

2 発起人は、定款を作成して、総務大臣の認可を受けなければならぬ。

3 郵便事業株式会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び郵便事業株式会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

一 株式の数（郵便事業株式会社を種類株式発行会社として設立しよ

うとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数）

二 株式の払込金額（株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。第七十九条第三項第二号において同じ。）

三 資本金及び資本準備金の額に関する事項

4| 郵便事業株式会社の設立に際して発行する株式については、会社法
第四百四十五条第二項の規定にかかるらず、その発行に際して第七項
の規定により公社が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金
として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中
「この法律」とあるのは、「この法律又は郵政民営化法（平成十七年
法律第九十七号）」とする。

5| 郵便事業株式会社の設立に際して発行する株式の総数は、公社が引
き受けるものとし、発起人は、これを公社に割り当てるものとする。
6| 前項の規定により割り当てられた株式による郵便事業株式会社の設
立に関する株式引受人としての権利は、日本郵政株式会社が行使す
る。

7| 公社は、郵便事業株式会社の設立に際し、郵便事業株式会社に対
し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するもの
とする。この場合においては、公社法第四十七条の規定は、適用しな
い。

8| 郵便事業株式会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適
用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期
間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「郵政民営化法（平成
十七年法律第九十七号）第七十条第五項の規定による株式の割当後」
とする。

9| 第七項の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行

の時に行われるものとし、郵便事業株式会社は、会社法第四十九条の規定にかかるらず、その時に成立する。

10 郵便事業株式会社は、会社法第九百十一条第一項の規定にかかるらず、郵便事業株式会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

11 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、郵便事業株式会社の設立については、適用しない。

(商号)

第七十一条 郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第二条の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現にその商号中に郵便事業株式会社という文字を使用している者については、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

(最初の実施計画等)

第七十二条 郵便事業株式会社の成立の日の属する事業年度以後の三事業年度に係る実施計画（郵便事業株式会社法第四条第一項に規定する実施計画をいう。）については、同項中「開始前に」とあるのは、「開始後遅滞なく」とする。

2 郵便事業株式会社の成立の日の属する事業年度の事業計画については、郵便事業株式会社法第七条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例

(郵便事業株式会社法の特例)

第七十三条 郵便事業株式会社は、その成立の時において、郵便事業株式会社法第三条第一項又は第二項に規定する業務に該当しない業務であつて、郵便事業株式会社が営むものとして承継計画において定められたものについて、同条第三項の認可を受けたものとみなす。

(貨物利用運送事業法等の登録等に関する特例)

第七十四条 郵便事業株式会社は、その成立の日以後六月を経過する日までの間（当該期間内に貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項の登録の申請について登録の拒否の処分があつたとき、又は同法第二十条若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可の申請について許可しない旨の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間）は、これらの規定及び同法第三十六条第一項の規定にかかわらず、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。）第二条の規定による廃止前の公社法第十九条第一項第一号に掲げる業務を行うことができる。郵便事業株式会社が当該期間内に貨物利用運送事業法第二条第一項の登録又は同法第二十条若しくは貨物自動車運送事業法第二条の許可の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、当該申請について登録若しくは登録の拒否の処分又は許可若しくは許可しない旨の処分があるまでの間も、同様とする。

2 郵便事業株式会社の成立の際現に公社が第二十九条第一項に規定する業務を行うため貨物利用運送事業法第三条第一項の登録若しくは同

法第二十条、貨物自動車運送事業法第三条若しくは同法第三十五条第一項の許可を受け、又は同法第三十六条第一項の届出をしている場合においては、郵便事業株式会社は、その成立の時において、当該登録若しくは許可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、公社が貨物利用運送事業法第八条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは貨物自動車運送事業法第十条第一項の認可を受けていると規定（貨物利用運送事業法第八条第三項（同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）又は貨物自動車運送事業法第十条第三項の規定により認可を受けたものとみなされる場合を含む。）、又は貨物利用運送事業法第十一條（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは貨物自動車運送事業法第十八条第三項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の届出をしているときは、郵便事業株式会社は、その成立の時において、当該認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 前項前段の場合における第一項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		第七条第一項
許可	登録	変更登録
第二十条	第二十五条第一項	
第三条の	第九条第一項の	
認可		

第三節 移行期間中の業務に関する特例等

(通則)

第七十五条 郵便事業株式会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

(民営化委員会の意見の聴取)

第七十六条 総務大臣は、郵便事業株式会社法第三条第三項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

(同種の業務を営む事業者への配慮)

第七十七条 郵便事業株式会社は、郵便事業株式会社法第三条第三項に規定する業務を営むに当たつては、郵便事業株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることにかんがみ、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

(郵便事業株式会社法の適用に関する特例等)

第七十八条 前条の規定の適用がある場合における郵便事業株式会社法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条	及び前項各号に	第十二条	及び次に掲げる	、次に掲げる法律及び郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)
第一項	法律	第六章第三節		、前項各号に掲げる法律及び郵政

第二項	掲げる法律	民営化法第六章第三節の規定
第一項	各号に掲げる法律及 び郵政民営化法第六章第三節の規定	前条第一項各号に掲げる法律及 び郵政民営化法第六章第三節の規定

2 総務大臣は、郵便事業株式会社法第十二条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

第七章 日本郵便株式会社

(設立)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 郵便局株式会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事

項及び郵便局株式会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

一 (略)

二 株式の払込金額（株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）

三 (略)

4 (略)

(損害保険代理店の登録に関する特例)

第八十三条 郵便局株式会社の成立の際現に公社が郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）。

2

第七章 郵便局株式会社

(設立)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 (同上)

一 (略)

二 株式の払込金額

三 (略)

4 (略)

(損害保険代理店の登録に関する特例)

第八十三条 郵便局株式会社の成立の際現に公社が整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の

以下「整備法」という。) 第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)第五条第一項の規定による届出(以下この項において「登録に代わる届出」という。)をとしている場合(当該登録に代わる届出に係る同条第三項の規定による届出をした場合を除く。)においては、郵便局株式会社は、その成立の時において、当該登録に代わる届出に係る損害保険会社等(同法第二条第一項に規定する損害保険会社等をいう。)を所属保険会社等(保険業法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。以下同じ。)として保険業法第二百七十六条の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便局株式会社は、同法第二百八十二条の手数料を納めなければならない。

い。

2 (略)

第三節 承継会社の再編成に関する日本郵便株式会社法等の特例

例

(業務に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例)

第八十九条の二 郵便局株式会社が第一百七十六条の四第一項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時において、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第四条第四項の規定によりした届出とみなす。

(郵便局の設置に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例)

第八十九条の三 郵便局株式会社が第一百七十六条の四第二項の規定によ

取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)第五条第一項の規定による届出(以下この項において「登録に代わる届出」という。)をしている場合(当該登録に代わる届出に係る同条第三項の規定による届出をした場合を除く。)においては、郵便局株式会社は、その成立の時において、当該登録に代わる届出に係る損害保険会社等(同法第二条第一項に規定する損害保険会社等をいう。)を所属保険会社等(保険業法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。以下同じ。)として保険業法第二百七十六条の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便局株式会社は、同法第二百八十二条の手数料を納めなければならない。

2 (略)

第三節 移行期間中の業務に関する特例等

りした届出は、平成二十四年改正法の施行の時において、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第六条第二項の規定によりした届出とみなす。

(銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例)

第八十九条の四 郵便局株式会社が第百七十六条の四第三項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時において、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第七条の規定によりした届出とみなす。

(事業計画に係る認可に関する日本郵便株式会社法の特例)

第八十九条の五 第百七十六条の四第四項の規定によりした總務大臣の認可是、平成二十四年改正法の施行の時において、日本郵便株式会社法第十条の規定によりした總務大臣の認可とみなす。

(銀行代理業の変更の届出に関する銀行法の特例)

第八十九条の六 郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する銀行代理業再委託者である郵便局株式会社の再委託を平成二十四年改正法施行日前に受けていた同項に規定する銀行代理業再受託者であつて平成二十四年改正法附則第十七条の規定による改正後の簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第四条第一項に規定する受託者に該当する者は、日本郵便株式会社を代理人として、銀行法第五十二条の三十九第一項又は第二項の規定による届出（第一百七十六条の二の規定による定款の変更及び第百七十六条の三の規定による合併（以下「承継会社の再編成」という。）に伴つて変更

が必要となる事項として内閣府令で定めるものに係るものに限る。)

をすることができる。この場合において、同法第五十二条の三十九第一項中「その日から二週間以内に」とあるのは「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第二十号）の施行の日から二月以内に」と、同条第二項中「あらかじめ」とあるのは「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から二月以内に」とする。

第四節 移行期間中の業務に関する特例等

（通則）

第九十条 日本郵便株式会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

（民営化委員会の意見の聴取）

第九十一条 総務大臣は、日本郵便株式会社法第六条第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

（同種の業務を営む事業者への配慮）

第九十二条 日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法第四条第二項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務（以下この条において「届出業務」という。）を営むに当たつては、日本郵便株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることに鑑み、届出業務（当該届出業務が他の事業者の委託を受けて行うもので

（通則）

第九十条 郵便局株式会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

（民営化委員会の意見の聴取）

第九十一条 総務大臣は、郵便局株式会社法第五条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

（同種の業務を営む事業者への配慮）

第九十二条 郵便局株式会社は、郵便局株式会社法第四条第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務（以下この条において「届出業務」という。）を営むに当たつては、郵便局株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることに鑑み、届出業務（当該届出業務が他の事業者の委託を受けて行うもので

ある場合には、当該委託に係る業務を含む。)と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

(日本郵便株式会社法の適用に関する特例等)

第九十三条 前条の規定の適用がある場合における日本郵便株式会社法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第十五条规定	及び次に掲げる法律	法(平成十七年法律第九十七号)
第二項	第十五条及び前項各号に掲げる法律	、前項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第四節の規定	法(平成十七年法律第九十七号)
第三項	第十六条及び前条第一項各号に掲げる法律	、前条第一項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第四節の規定	法(平成十七年法律第九十七号)
第一項	律	び郵政民営化法第七章第四節の規定	法(平成十七年法律第九十七号)

2 総務大臣は、日本郵便株式会社法第四条第四項の規定による届出を受けたとき、又は同法第十五条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

(通則)

第一百三条 (略)

第一百四条 (略)

第一百五条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第六十二条第三項の規定により

ある場合には、当該委託に係る業務を含む。)と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

(郵便局株式会社法の適用に関する特例等)

第九十三条 前条の規定の適用がある場合における郵便局株式会社法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第十三条规定	及び次に掲げる法律	法(平成十七年法律第九十七号)
第二項	第十四条及び前条第一項各号に掲げる法律	、前項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第三節の規定	法(平成十七年法律第九十七号)
第三項	律	び郵政民営化法第七章第三節の規定	法(平成十七年法律第九十七号)
第一項	第十三条及び前項各号に掲げる法律	、前項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第三節の規定	法(平成十七年法律第九十七号)

2 総務大臣は、郵便局株式会社法第四条第四項の規定による届出を受けたとき、又は同法第十三条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

(通則)

第一百三条 (略)

第一百四条 (略)

第一百五条 内閣総理大臣及び総務大臣は、郵便貯金銀行について、内外

り日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、郵便貯金銀行について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を適用しなくとも、郵便貯金銀行と他の金融機関等（預金保険法第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この節において同じ。）との間の適正な競争関係及び利用者への役用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

一 （略）

二 日本郵便株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社（郵便貯金銀行を除く。）と郵便貯金銀行との関係

2 (4) （略）

（業務の制限）

第一百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならぬ。

一 （略）

二 銀行法第十条第一項第二号に掲げる業務（次に掲げる業務を除く。）

イヽ二 （略）

の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を適用しなくとも、郵便貯金銀行と他の金融機関等（預金保険法第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この節において同じ。）との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

一 （略）

二 郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社（郵便貯金銀行を除く。）と郵便貯金銀行との関係

2 (4) （略）

（業務の制限）

第一百十条 （同上）

一 （略）

二 （同上）

イヽ二 （略）

ホ 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社又は郵便保険会社に対する資金の貸付け

ヘ (略)

三〇六 (略)

2〇6 (略)

第一百十条の二 郵便貯金銀行については、第六十二条第二項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、前条第一項の規定は適用しない。この場合において、郵便貯金銀行が同項各号に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

2 郵便貯金銀行は、前項後段の規定により業務を行うに当たっては、他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項後段の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

(通則)

第一百三十三条 (略)

第一百三十四条 (略)

第一百三十五条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第六十二条第三項の規定により日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分

ホ 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社又は郵便保険会社に対する資金の貸付け

ヘ (略)

三〇六 (略)

2〇6 (略)

(通則)

第一百三十三条 (略)

第一百三十四条 (略)

第一百三十五条 内閣総理大臣及び総務大臣は、郵便保険会社について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を

した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、郵便保険会社について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を適用しなくても、郵便保険会社と他の生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下この節において同じ。）との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

一 （略）

二 日本郵便株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社（郵便保険会社を除く。）と郵便保険会社との関係

2 4 （略）

（業務の制限）

第一百三十八条 （略）

2 郵便保険会社は、保険料として收受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

1 3 （略）

四 日本郵政株式会社又は日本郵便株式会社に対する資金の貸付け

五・六 （略）

3 5 （略）

適用しなくとも、郵便保険会社と他の生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下この節において同じ。）との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

一 （略）

二 郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社（郵便保険会社を除く。）と郵便保険会社との関係

2 4 （略）

（業務の制限）

第一百三十八条 （略）

2 （同上）

1 3 （略）

四 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社に対する資金の貸付け

五・六 （略）

3 5 （略）

第一百三十八条の二 郵便保険会社については、第六十二条第二項の規定により日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、前条第一項本文、第二項及び第三項の規定は適用しない。この場合において、郵便保険会社が同条第一項本文に規定する保険の引受け、同条第二項各号に掲げる方法以外の方法による資産の運用及び同条第三項に規定する業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

2 郵便保険会社は、前項後段の規定により業務を行うに当たつては、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項後段の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

第三節 承継会社の再編成

(郵便局株式会社の定款の変更)

第一百七十六条の二 郵便局株式会社は、次に定めるところにより、定款の変更をするものとする。

一 その目的を日本郵便株式会社法その他の関係法律の規定に適合するものとすること。

二 その商号を日本郵便株式会社とすること。

三 平成二十四年改正法施行日を当該定款の変更の効力が発生する日

とすること。

(日本郵便株式会社及び郵便事業株式会社の合併)

第一百七十六条の三 日本郵便株式会社及び郵便事業株式会社は、次に定めるところにより、合併をするものとする。

一 日本郵便株式会社を吸收合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸收合併存続会社をいう。）とし、郵便事業株式会社を吸收合併消滅会社（同項第一号に規定する吸收合併消滅会社をいう。）とすること。

二 平成二十四年改正法施行日を効力発生日（会社法第七百四十九条第一項第六号に規定する効力発生日をいう。）とすること。

(準備行為)

第一百七十六条の四 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第四条第四項の規定の例により、日本郵便株式会社が同項の規定により届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第六条第二項の規定の例により、日本郵便株式会社が同項の規定により届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3| 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第七条の規定の例により、日本郵便株式会社が同条の規定によ

り届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

4 | 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式

会社法第十条の規定の例により、日本郵便株式会社の平成二十四年改正法施行日を含む事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするととも、同様とする。

5 | 第二項の規定により届け出た事項は、平成二十四年改正法施行日に

おいて、郵便局（日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局をいい、簡易郵便局法第七条第二項に規定する簡易郵便局を含む。）

を日本郵便株式会社法第六条第一項の規定に適合して設置することとしているものでなければならない。

6 | 第三項の規定により届け出た事項は、平成二十四年改正法施行日に

おいて、次の各号に掲げる契約を日本郵便株式会社が当該各号に定める者を相手方として締結しているものでなければならない。

一 日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務契約

郵便貯金銀行

二 日本郵便株式会社法第一条第三項に規定する保険窓口業務契約

郵便保険会社

（在職期間の通算）

第一百七十六条の五　日本郵便株式会社は、平成二十四年改正法施行日の前日に郵便局株式会社又は郵便事業株式会社の職員として在職する者（第一百六十七条の規定によりこれらの株式会社の職員となつた者に限

る。)で承継会社の再編成により引き続いて日本郵便株式会社の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を日本郵便株式会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

2) 平成二十四年改正法施行日の前日に郵便局株式会社又は郵便事業株式会社の職員として在職する者(第一百六十七条の規定によりこれらの株式会社の職員となつた者に限る。)が、承継会社の再編成により引き続いて日本郵便株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本郵便株式会社の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の郵便局株式会社又は郵便事業株式会社の職員としての在職期間及び日本郵便株式会社の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が郵便局株式会社若しくは郵便事業株式会社又は日本郵便株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(登録免許税に係る課税の特例)

第一百七十七条 承継会社の再編成に伴い日本郵便株式会社が受ける登記又は登録で平成二十四年改正法施行日以後一年以内に受けるものにつ

(登録免許税に係る課税の特例)

第一百七十七条 第三十六条第十項の規定により日本郵政株式会社が受けける設立の登記並びに第三十七条第二項及び第三十八条第三項の規定に

いっては、登録免許税を課さない。

より公社が行う出資に係る財産の給付に伴い日本郵政株式会社が受け
る登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2 | 第七十条第十項の規定により郵便事業株式会社が受ける設立の登記
及び同条第七項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い
郵便事業株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課
さない。

3 | 第七十九条第十項の規定により郵便局株式会社が受ける設立の登記
及び同条第七項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い
郵便局株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課
さない。

4 | 第九十六条第三項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に
伴い郵便貯金銀行が受ける登記又は登録については、登録免許税を課
さない。

5 | 第百二十八条第三項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付
に伴い郵便保険会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を
課さない。

(相続税に係る課税の特例)

第一百八十条 個人が相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生
ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得をした財產
のうちに、次に掲げる要件のすべてを満たす土地又は土地の上に存す
る権利で政令で定めるもの（以下この項において「特定宅地等」とい
う。）がある場合には、当該特定宅地等を租税特別措置法第六十九条

第一百八十条 （同上）

(相続税に係る課税の特例)

の四第三項第一号に規定する特定事業用宅地等に該当する同条第一項に規定する特例対象宅地等とみなして、同条及び同法第六十九条の五の規定を適用する。

一 施行日前に当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人の相続人と旧公社との間の賃貸借契約に基づき旧公社法第二十条第一項に規定する郵便局の用に供するため旧公社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるものの敷地の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利のうち、施行日から当該被相続人に係る相続の開始の直前までの間ににおいて当該賃貸借契約（施行日の直前に効力を有するものに限る。）の契約事項に政令で定める事項以外の事項の変更がない賃貸借契約に基づき、引き続き、施行日から平成二十四年改正法施行日の前日までの間にあつては平成二十四年改正法第三条の規定による改正前の郵便局株式会社法第二条第二項に規定する郵便局の用に供するため郵便局株式会社に、平成二十四年改正法施行日から当該相続の開始の直前までの間にあつては日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局の用に供するため日本郵便株式会社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるもの（次号において「郵便局舎」という。）の敷地の用に供されていたもの（以下この項において「宅地等」という。）であること。

二 当該相続又は遺贈により当該宅地等の取得をした相続人から当該相続の開始の日以後五年以上当該郵便局舎を日本郵便株式会社（当該相続が平成二十四年改正法施行日前に開始した場合には、当該相

一 施行日前に当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人の相続人と旧公社との間の賃貸借契約に基づき旧公社法第二十条第一項に規定する郵便局の用に供するため旧公社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるものの敷地の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利のうち、施行日から当該被相続人に係る相続の開始の直前までの間ににおいて当該賃貸借契約（施行日の直前に効力を有するものに限る。）の契約事項に政令で定める事項以外の事項の変更がない賃貸借契約に基づき引き続き郵便局株式会社法第二条第二項に規定する郵便局の用に供するため郵便局株式会社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるもの（次号において「郵便局舎」という。）の敷地の用に供されていたもの（以下この項において「宅地等」という。）であること。

二 当該相続又は遺贈により当該宅地等の取得をした相続人から当該相続の開始の日以後五年以上当該郵便局舎を郵便局株式会社が引き続き借り受けることにより、当該宅地等を同日以後五年以上当該郵

続の開始の日から平成二十四年改正法施行日の前日までの間にあつては郵便局株式会社、平成二十四年改正法施行日以後にあつては日本郵便株式会社)が引き続き借り受けることにより、当該宅地等を当該相続の開始の日以後五年以上当該郵便局舎の敷地の用に供する見込みであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものである」と。

三 (略)

2 (略)

(承継会社の再編成に関する日本郵政株式会社等に対する命令)

第一百八十四条 第十一章第三節の規定を施行するため特に必要があると認めるときは、総務大臣は、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社に対し、その必要な限度において命令をすることができる。

三 (略)

2 (略)

(設立及び承継等に関する日本郵政株式会社等に対する命令)

第一百八十四条 次の各号に掲げる規定を施行するため特に必要があると認めるときは、当該各号に定める大臣は、公社又は日本郵政株式会社に対し、その必要な限度において命令をることができる。

一 第五章第一節、第六章第一節、第七章第一節、第八章第一節及び

第九章第一節 総務大臣

二 第十一章第一節 内閣総理大臣及び総務大臣

2 第百八十八条の規定を施行するため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、郵便保険会社に対し、その必要な限度において命令をすることができる。

(政令への委任)

第一百八十九条 この法律に規定するもののほか、本部及び民営化委員会に関し必要な事項、承継会社の再編成に関し必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第一百八十九条 この法律に規定するもののほか、本部及び民営化委員会に関し必要な事項、この法律の適用がある場合における公社法その他この法令の規定に関する必要な技術的読替え、承継会社等の設立並びに

便局舎の敷地の用に供する見込みであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

公社の解散及び業務等の承継に關し必要な事項その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第一百九十五条 次の各号のいづれかに該当する場合には、その違反行為をした日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第百八十四条の規定による命令に違反したとき。

第一百九十六条 次の各号のいづれかに該当する場合には、その違反行為をした郵便貯金銀行又は郵便保険会社の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役又は支配人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

二 第百十条の二第一項後段、第一百十二条第一項若しくは第二項、第一百二十一条第一項、第一百三十八条の二第一項後段、第一百四十条第一項又は第一百四十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 第百十二条第一項若しくは第二項、第一百二十条第一項、第一百四十九条第一項又は第一百四十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第百八十四条第一項の規定による命令に違反したとき。

第一百九十六条 (同上)

第一百九十五条 次の各号のいづれかに該当する場合には、その違反行為をした日本郵政株式会社の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

偽の届出をしたとき。

五〇十一 (略)

五〇十一 (略)

十二 第百八十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

第一百九十七条 第百八十四条第一項の規定による命令に違反した場合は、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

附 則

(失効)

第一条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日限り、その効力を失う。

一 (略)

二 第五章第五節、第七章第四節、第八章第三節、第九章第三節及び第十章第三節の規定 移行期間の末日

第二条 (同上)

一 (略)

二 第五章第五節、第六章第三節、第七章第三節、第八章第三節、第九章第三節及び第十章第三節の規定 平成二十九年九月三十日

○日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

目次	改正案	現行
<p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 業務等（第四条—第十二条）</p> <p>第三章 雑則（第十三条—第十六条）</p> <p>第四章 罰則（第十七条—第二十二条）</p> <p>附則</p>	<p>（会社の目的）</p> <p>第一条 日本郵政株式会社（以下「会社」という。）は、<u>日本郵便株式会社</u>の発行済株式の総数を保有し、<u>日本郵便株式会社</u>の経営管理を行うこと及び<u>日本郵便株式会社</u>の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 日本郵便株式会社が発行する株式の引受け及び保有</p> <p>二 日本郵便株式会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、<u>日本郵便株式会社</u>の株主としての権</p>	<p>（会社の目的）</p> <p>第一条 日本郵政株式会社（以下「会社」という。）は、<u>郵便事業株式会社</u>及び<u>郵便局株式会社</u>の発行済株式の総数を保有し、これらの株式会社の経営管理を行うこと並びにこれらの株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第四条（同上）</p> <p>一 郵便事業株式会社及び<u>郵便局株式会社</u>が発行する株式の引受け及び保有</p> <p>二 郵便事業株式会社及び<u>郵便局株式会社</u>の経営の基本方針の策定及びその実施の確保</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、<u>郵便事業株式会社</u>及び<u>郵便局株式会社</u></p>
目次		

利の行使

四 (略)

2 (責任)

第五条 会社は、その業務の運営に当たつては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一體的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

2) 前項の「生命保険」又は「郵便局」とは、それぞれ日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第三項又は第四項に規定する生命保険又は郵便局をいう。

(日本郵便株式会社の株式の保有)

第六条 会社は、常時、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(郵便事業株式会社等の株式の保有)
(社会・地域貢献資金の交付)

第五条 会社は、常時、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

第六条 会社は、郵便事業株式会社に対し、郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第四条第四項に規定する社会貢献業務計画の定めるところに従い、社会貢献業務（同条第二項に規定する社会貢献業務をいう。以下同じ。）の実施に要する費用に充てるものとして、社会貢献資金を交付するものとする。

2) 会社は、郵便局株式会社に対し、郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第六条第五項に規定する地域貢献業務計画の定めるところ

社の株主としての権利の行使

四 (略)

2 (略)

に従い、地域貢献業務（同条第三項に規定する地域貢献業務をいう。以下同じ。）の実施に要する費用に充てるものとして、地域貢献資金（以下「社会・地域貢献資金」という。）を交付するものとする。

3|

前二項に規定するもののほか、社会貢献資金又は地域貢献資金（以

下「社会・地域貢献資金」）の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（株式）

第八条 会社は、会社法第二百九十九条第一項に規定する募集株式（第二十一条第三号において「募集新株式」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするとときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 （略）

（財務諸表）

第十二条 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他会社の財産、損益又は業務の状況を示す書類として総務省令で定める書類を総務大臣に提出しなければならない。

2 （略）

（財務諸表）

第八条 会社は、会社法第二百九十九条第一項に規定する募集株式（第二十一条第三号において「募集新株式」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするとときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

（社会・地域貢献基金）

第十三条 会社は、社会・地域貢献資金の交付の財源をその運用によつて得るために社会・地域貢献基金（以下「基金」という。）を設け、

次項の規定により積み立てる金額をもつてこれに充てるものとする。

2| 会社は、毎事業年度の損益計算上の利益金の額のうち、企業一般の配当の動向を考慮して政令で定めるところにより計算した金額を、一兆円に達するまで、基金に積み立てなければならない。

3| 基金の運用により生じた収益は、社会・地域貢献資金の交付の財源に充てるほか、当該収益の生じた事業年度中会社の他の支出の財源に充ててはならない。

4| 基金は、取り崩してはならない。ただし、基金の運用により生じた収益のみによつては社会・地域貢献資金の交付の財源を確保することができない場合であつて、社会・地域貢献資金が交付されないことにより郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の経営努力のみによつては社会貢献業務又は地域貢献業務の実施が困難となり、地域社会の安定に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

5| 会社は、基金に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分して整理しなければならない。

6| 会社は、総務省令で定めるところにより、確實かつ有利な方法により基金を運用しなければならない。

7| 会社は、郵便事業株式会社法第四条第三項又は郵便局株式会社法第六条第四項の規定により提出された申請書を総務大臣に提出するときは、基金の運用により生ずる収益の見通しに関する書類を併せて提出しなければならない。

8|

第二項の規定は、一兆円を超えて基金を積み立てることを妨げるものではない。ただし、二兆円に達するまでは、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額をもつて積み立てなければならない。

| 9|

前各項に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第三章 雜則

第十三条 (略)

第十四条 (略)

第十五条 (略)

(情報の公表)

第十六条 会社は、その株式が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項第一号に規定する有価証券に該当しないときは、同号に規定する有価証券の発行者が同法第二十五条第二項の規定により公衆の縦覧に供しなければならない書類の写しに記載される情報を勘案して総務省令で定める情報を、総務省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2| 会社は、前項に定めるもののほか、第四条第二項、第九条又は第十一条の規定による認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(課税の特例)

第十七条 会社が各事業年度（会社が連結親法人（法人税法（昭和四十

年法律第三十四号) 第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人を
いう。) に該当する場合には、各連結事業年度) において第六条第一
項又は第二項の規定に基づき交付する金銭の額は、同法第三十七条第
七項(同法第八十一条の六第六項において準用する場合を含む。)に
規定する寄附金の額に含まれないものとする。

2 前項に規定する事業年度とは法人税法第十三条及び第十四条に規定
する事業年度をいい、同項に規定する連結事業年度とは同法第十五条
の二に規定する連結事業年度をいう。

第四章 罰則

第十七条 (略)

第十八条 (略)

第十九条 第十七条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した
者にも適用する。

2 (略)

第二十条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報
告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した
場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会
計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は
職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為を
した会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社
員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

第十八条 (略)

第十九条 (略)

第二十条 第十八条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した
者にも適用する。

2 (略)

第二十一条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の
報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し
た場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会
計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役
又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 (同上)

一 (略)

二 第六条の規定に違反して、日本郵便株式会社の株式を処分したとき。

三(五) (略)

六 第十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書若しくは同条の総務省令で定める書類を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

八 第十六条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第二十二条 (略)

附 則

(業務の特例)

第二条 会社は、当分の間、第四条に規定する業務のほか、同条に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一次に掲げる施設の運営又は管理
イ・ロ (略)

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項に規定する業務を行うに当たっては、当該業務と同種

一 (略)

二 第五条の規定に違反して、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の株式を処分したとき。

三(五) (略)

六 第十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 第十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十三条 (略)

附 則

(業務の特例)

第二条 会社は、平成二十四年九月三十日までの間、第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一次に掲げる施設の譲渡又は廃止

イ・ロ (略)

二 前号イ又はロに掲げる施設の譲渡又は廃止をするまでの間ににおける当該施設の運営又は管理

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うに

の業務を営む事業者の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならない。

(政府保有の株式の処分)

第三条 政府は、その保有する会社の株式（第二条に規定する発行済株式をいい、同条の規定により保有していなければならない発行済株式を除く。）については、できる限り早期に処分するものとする。

当たっては、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならない。

(政府保有の株式の処分)

第三条 政府は、その保有する会社の株式（第二条に規定する発行済株式をいい、同条の規定により保有していなければならない発行済株式を除く。）については、できる限り早期に処分するよう努めるものとする。

○郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

日本郵便株式会社法	改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 業務等 (第四条—第十四条)</p> <p>第三章 雑則 (第十五条—第十八条)</p> <p>第四章 罰則 (第十九条—第二十四条)</p> <p>附則</p>	<p>郵便局株式会社法</p> <p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 業務等 (第四条—第十二条)</p> <p>第三章 雑則 (第十二条—第十五条)</p> <p>第四章 罰則 (第十六条—第二十一条)</p> <p>附則</p>	<p>(会社の目的)</p> <p>第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。 (定義)</p> <p>第二条 この法律において「郵便窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「銀行窓口業務契約」という。）を締結する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「関連銀行」という。）を所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀</p> <p>(会社の目的)</p> <p>第一条 郵便局株式会社（以下「会社」という。）は、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。 (定義)</p> <p>第二条 この法律において「郵便窓口業務」とは、郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務をいう。</p>
<p>2) この法律において「銀行窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「銀行窓口業務契約」という。）を締結する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「関連銀行」という。）を所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀</p>		

行をいう。）として當む銀行代理業（同条第十四項第一号及び第三号に掲げる行為に係るものであつて、会社が第五条の責務を果たすために當るべきものとして總務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をいう。

- 一 会社が第五条の責務を果たすために銀行代理業を當むこと。
- 二 会社が當む銀行代理業の具体的な内容及び方法
- 三 会社の営業所であつて、銀行代理業を行うものの名称及び所在地
- 四 その他總務省令で定める事項

3 | この法律において「保険窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「保険窓口業務契約」という。）を締結する保険業法（平成七年法律第二百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社（株式会社に限る。以下「関連保険会社」という。）を所属保険会社等として當む保険募集及び関連保険会社の事務の代行（同法第三条第四項第一号に掲げる保険（第五条において「生命保険」という。）に係るものであつて、会社が第五条の責務を果たすために當るべきものとして總務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をいう。

- 一 会社が第五条の責務を果たすために保険募集及び関連保険会社の事務の代行を當むこと。
- 二 会社が當む保険募集及び関連保険会社の事務の代行の具体的な内容及び方法
- 三 会社の営業所であつて、保険募集及び関連保険会社の事務の代行を行うものの名称及び所在地

四 その他総務省令で定める事項

4| この法律において「郵便局」とは、会社の営業所であつて、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うものをいう。

5| この法律において「銀行代理業」とは、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。

6| この法律において「所属保険会社等」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法第二条第二十四項又は第二十六項に規定する所属保険会社等又は保険募集をいう。

(商号の使用制限)

第三条 会社でない者は、その商号中に日本郵便株式会社という文字を使用してはならない。

第二章 業務等

(業務の範囲)

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 郵便法（昭和二十二年法律第二百六十五号）の規定により行う郵便の業務
- 二 銀行窓口業務
- 三 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使

2| この法律において「郵便局」とは、会社の営業所であつて、郵便窓口業務を行うものをいう。

第三条 会社でない者は、その商号中に郵便局株式会社という文字を使用してはならない。

第二章 業務等

(業務の範囲)

第四条 (同上)

一 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務

- 五 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使
- 六 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 二 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
- 一 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第一条第一項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行
- 二 （略）
- 三 前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 （略）
- 4 会社は、第二項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。
- 5 第一項の規定は、同項第二号の規定により会社が営む銀行窓口業務以外の銀行代理業又は同項第四号の規定により会社が営む保険窓口業務以外の保険募集若しくは所属保険会社等の事務の代行を第二項又は第三項の規定により会社が営むことを妨げるものではない。

- 二 郵便事業株式会社の委託を受けて行う印紙の売りさばき
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 （同上）
- 一 （略）
- 二 前号に掲げるもののほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 （略）
- 4 会社は、第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(責務)

第五条 会社は、その業務の運営に当たつては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

(郵便局の設置)

第六条 (略)

2) 会社は、総務省令で定めるところにより、業務開始の際、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 郵便局の名称及び所在地

二 会社の営業所であつて、郵便窓口業務を行うもののうち、銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものの名称及び所在地
(銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の内容の届出)

第七条 会社は、総務省令で定めるところにより、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する前に、その内容を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(地域貢献業務計画)

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、三事業年度ごとに、三事業年度を一期とする地域貢献業務の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定め、当該実施計画に係る期間の開始前に、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとき

(郵便局の設置)

第五条 (略)

も、同様とする。

2| 会社は、実施計画を定め、又は前項の認可を受けた実施計画を変更
しようとするときは、あらかじめ、地域貢献業務に關し優れた識見を
有する者の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

3| 前二項の「地域貢献業務」とは、会社が當む第四条第二項第二号に
掲げる業務及びこれに附帶する業務のうち、次の各号のいずれにも該
当すると認められるものをいう。

一 地域住民の生活の安定の確保のために必要であること。

二 会社以外の者による実施が困難であること。

三 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第六条第二項
の規定による地域貢献資金の交付を受けなければ、その実施が困難
であること。

4| 第一項の認可の申請は、日本郵政株式会社を経由して行わなければ
ならない。

5| 会社は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施計画
(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。
の。以下「地域貢献業務計画」という。) を公表しなければならな
い。

6| 会社は、地域貢献業務計画に係る期間の終了後三月以内に、総務省
令で定めるところにより、当該地域貢献業務計画の実施状況に関する
報告書を総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならな
い。

第八条 (略)

(株式)

第九条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十三条第四号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

(事業計画)

第十条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十一條 (略)

(財務諸表)

第十三条 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他会社の財産、損益又は業務の状況を示す書類として総務省令で定める書類を総務大臣に提出しなければならない。

(収支の状況)

第十四条 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の次に

第七条 (略)

(株式)

第八条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十条第五号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

(事業計画)

第九条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十一条 (略)

(財務諸表)

第十二条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

一 第四条第一項第一号及び第六号並びに第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第四条第一項第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

四 前三号に掲げる業務以外の業務

第三章 雜則

(監督)

第十五条 会社は、総務大臣がこの法律及び次に掲げる法律の定めるところに従い監督する。

一 郵便法

二 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第一百四十二号）

三 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）

四 簡易郵便局法

五 お年玉付郵便葉書等に関する法律

六 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）

七 （略）

第十三条 雜則
(同上)

(監督)

一 郵便窓口業務の委託等に関する法律

2 (略)

第十六条 (略)

(財務大臣との協議)

第十七条 総務大臣は、第十条、第十一條又は第十二条（定款の変更の決議に係るもの除く。）の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（情報の公表）

第十八条 会社は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項第一号に規定する有価証券の発行者が同法第二十五条第二項の規定により公衆の縦覧に供しなければならない書類の写しに記載される情報を勘案して総務省令で定める情報を、総務省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2 会社は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一 第四条第四項、第六条第二項又は第七条の規定による届出をしたとき。

二 第十条の規定による認可を受けたとき。

三 第十四条の規定による提出をしたとき。

第四章 罰則

第十九条 (略)

第二十条 (略)

2 (略)

第十四条 (略)

(財務大臣との協議)

第十五条 総務大臣は、第六条第一項、第十条又は第十一條（定款の変更の決議に係るもの除く。）の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第十六条 (略)

第十七条 (略)

第二十一条 第十九条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

第二十二条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第六条第二項の規定に違反して、同項の届出を行わず、又は虚偽の届出を行つたとき。

三 第七条の規定に違反して、同条の届出を行わず、又は虚偽の届出を行つたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して、実施計画の認可を受けなかつたとき。

三 第六条第五項又は第六項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第六条第六項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出したとき。

五 第八条第一項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。

五 第九条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わ

第十八条 第十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

第十九条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 (同上)

一 (略)

二 第六条第一項の規定に違反して、実施計画の認可を受けなかつたとき。

三 第六条第五項又は第六項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第六条第六項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出したとき。

五 第八条第一項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。

六 第八条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わ

なかつたとき。

- 六 第十三条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。
七 第十一条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したときは。

- 八 第十三条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書、事業報告書若しくは同条の総務省令で定める書類を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

- 九 第十四条の規定に違反して、同条に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をした同条に規定する書類を提出したときは。

十 第十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

- 十一 第十八条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第二十四条 (略)

(施行期日)

附 則

第二十一条 (略)

附 則

なかつたとき。

- 七 第九条の規定に違反して、事業計画を提出しなかつたとき。
八 第十条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したときは。

- 九 第十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

十 第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

- 十一 この法律は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日から施行する。ただし、第三条、第四条第五項、第十一条（定款の変更の決議に係る部分に限る。）及び第二十一条の規定は、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（業務の特例）

- この法律は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日から施行する。ただし、第三条、第四条第五項、第十一条（定款の変更の決議に係る部分に限る。）及び第二十一条の規定は、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

- 十二条 会社は、当分の間、第四条第一項に規定する業務のほか、次に

掲げる業務を営むものとする。

- 一 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第二百一号）第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務
- 二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十八条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2) 前項の規定により会社の業務が當まれる間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第四項			
第四条第二項	業務	及び保険窓口	、保険窓口業務、附則第二条第一項第一号に掲げる業務（以下「受託郵便貯金管理業務」という。）及び同項第二号に掲げる業務（以下「受託簡易生命保険管理業務」という。）
第四条第三項	前項	前項	前項及び附則第二条第一項
第六条第二項第二号	業務	又は保険窓口	、保険窓口業務、受託郵便貯金管理業務又は受託簡易生命保険管理業務
第十四条第三号	第三号	第三号並びに附則第二条第一項第一号	第三号並びに附則第二条第一項第一号
第十四条第二号			
第五号並びに附則第二条第一項第二号			

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）（第四条関係）

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
第十五条 機構は、銀行その他の者との契約により当該者に郵便貯金管理業務の一部を委託しなければならない。	第十五条 機構は、銀行その他の者との契約により当該者に郵便貯金管理業務の一部を委託することができる。	
2 (略)	2 (略)	
3 総務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。	3 総務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。	
一・二 (略)	一・二 (略)	
三 当該委託を受ける者が日本郵便株式会社以外の者であるときは、次項の規定により日本郵便株式会社に再委託するものであること。	三 当該委託を受ける者が日本郵便株式会社以外の者であるときは、次項の規定により日本郵便株式会社に再委託するものであること。	
4～6 (略)	4～6 (略)	
(業務の委託)	(業務の委託)	
第十八条 機構は、生命保険会社その他の者との契約により当該者に簡易生命保険管理業務の一部を委託しなければならない。	第十八条 機構は、生命保険会社その他の者との契約により当該者に簡易生命保険管理業務の一部を委託することができる。	
2 (略)	2 (略)	
3 総務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。	3 (同上)	
一・二 (略)	一・二 (略)	
三 当該委託を受ける者が日本郵便株式会社以外の者であることは、次項の規定により日本郵便株式会社に再委託するものであること。		
4～6 (略)		

○水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

第九条 (略)	改 正 案	現 行
②前項ノ物件中ニ郵便物又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成十四年法律第九十九号) 第二条第三項ニ規定スル信書便物アル トキハ市町村長ハ遅滞ナク最寄ノ日本郵便株式会社ノ事業所(郵便ノ 業務ヲ行フモノニ限ル)又ハ同条第六項ニ規定スル一般信書便事業者 若ハ同条第九項ニ規定スル特定信書便事業者ノ事業所ニ引渡スヘシ	②前項ノ物件中ニ郵便物又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成十四年法律第九十九号) 第二条第三項ニ規定スル信書便物アル トキハ市町村長ハ遅滞ナク最寄ノ郵便事業株式会社ノ事業所又ハ同条 第六項ニ規定スル一般信書便事業者若ハ同条第九項ニ規定スル特定信 書便事業者ノ事業所ニ引渡スヘシ	

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第二条（郵便の実施） 郵便の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が行う。

（任命）
第二条（郵便の実施） 郵便の業務は、この法律の定めるところにより、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が行う。

第五十九条（略）

2 前項の任命は、会社の使用人のうちから、会社の推薦に基づいて行うものとする。

（任命）
第五十九条（略）

2 前項の任命は、会社の使用人であり、かつ、管理又は監督の地位にある者のうちから、会社の推薦に基づいて行うものとする。

（欠格事由）

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、郵便認証司となることができない。

一（略）

二 この法律、郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）、簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）、郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）、郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三（五）（略）

（略）

二 この法律、郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）、郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）、郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）、郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

(罷免)

第六十二条 総務大臣は、郵便認証司が、会社の使用人でなくなつた場合には、これを罷免することができる。

(罷免)

第六十二条 総務大臣は、郵便認証司が、会社の使用人でなくなつた場合又は会社における管理若しくは監督の地位にある者でなくなつた場合には、これを罷免することができる。

○印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三条 次の各号に掲げる印紙は、その売りさばきに関する事務を日本郵便株式会社（以下「会社」という。）に委託し、それぞれ、当該各号に定める所において売り渡すものとする。</p> <p>一 収入印紙 会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。以下この項において同じ。）のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの、郵便切手類販売所（郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第三条に規定する郵便切手類販売所をいう。以下同じ。）又は印紙売りさばき所（同条に規定する印紙売りさばき所をいう。以下同じ。）</p> <p>二 雇用保険印紙 会社の営業所のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの</p> <p>三 健康保険印紙 会社の営業所のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの</p> <p>四 自動車重量税印紙 会社の営業所、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの</p> <p>五 特許印紙 会社の営業所、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が経済産業大臣に協議して指定するもの</p>	<p>第三条 次の各号に掲げる印紙は、その売りさばきに関する事務を郵便事業株式会社（以下「会社」という。）に委託し、それぞれ、当該各号に定める所において売り渡すものとする。</p> <p>一 収入印紙 会社の営業所若しくは郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局をいう。以下同じ。）のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの、郵便切手類販売所（郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第三条に規定する郵便切手類販売所をいう。以下同じ。）又は印紙売りさばき所（同条に規定する印紙売りさばき所をいう。以下同じ。）</p> <p>二 雇用保険印紙 会社の営業所又は郵便局のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの</p> <p>三 健康保険印紙 会社の営業所又は郵便局のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの</p> <p>四 自動車重量税印紙 会社の営業所、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの</p> <p>五 特許印紙 会社の営業所、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が経済産業大臣に協議して指定するもの</p>

2
3
7

(略)

2
3
7 の

(略)

○郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）（附則第十三条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（郵便切手類の販売等の委託） <p>第二条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばく者（以下「郵便切手類販売者」という。）を選定し、郵便切手類の国内における販売及び印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	（郵便切手類の販売等の委託） <p>第二条 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばく者（以下「郵便切手類販売者」という。）を選定し、郵便切手類の国内における販売及び印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（附則第十三条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（文書図画の頒布） 第一百四十二条　（略） 2～4　（略）	（文書図画の頒布） 第一百四十二条　（略） 2～4　（略）
5　第一項の通常葉書は無料とし、第二項の通常葉書は有料とし、政令で定めるところにより、日本郵便株式会社において選挙用である旨の表示をしたものでなければならない。	5　第一項の通常葉書は無料とし、第二項の通常葉書は有料とし、政令で定めるところにより、郵便事業株式会社において選挙用である旨の表示をしたものでなければならない。
6～13　（略） （出納責任者の届出の効力） 第一百八十三条の二　第一百八十一条第三項及び第四項、第一百八十二条又は前条第三項及び第四項の規定による届出書類を郵便で差し出す場合においては、引受時刻証明の取扱いでこれを日本郵便株式会社に託した時をもつて、これらの規定による届出があつたものとみなす。	6～13　（略） （出納責任者の届出の効力） 第一百八十三条の二　第一百八十一条第三項及び第四項、第一百八十二条又は前条第三項及び第四項の規定による届出書類を郵便で差し出す場合においては、引受時刻証明の取扱いでこれを郵便事業株式会社に託した時をもつて、これらの規定による届出があつたものとみなす。

○植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）（附則第十三条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（輸入植物等の検査）	
第八条	（略）	第八条	（略）
2 ・ 3	（略）	2 ・ 3	（略）
4	日本郵便株式会社は、通関手続が行われる事業所において、植物又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を植物防疫所に通知しなければならない。	4	郵便事業株式会社は、通関手続が行われる事業所において、植物又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を植物防疫所に通知しなければならない。
5	前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行う。この場合において、検査のため必要があるときは、 <u>日本郵便株式会社</u> の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。	5	前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行う。この場合において、検査のため必要があるときは、 <u>郵便事業株式会社</u> の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。
6 ・ 7	（略）	6 ・ 7	（略）

○家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）（附則第十三条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第四十三条　日本郵便株式会社は、通関手続が行われる事業所において、指定検疫物を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動物検疫所に通知しなければならない。	第四十三条　郵便事業株式会社は、通関手続が行われる事業所において、指定検疫物を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動物検疫所に通知しなければならない。
2・3 （略）	2・3 （略）
4　受取人が前項の開示を拒んだとき、又は受取人に開示を求めることができないときは、家畜防疫官は、日本郵便株式会社の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。	4　受取人が前項の開示を拒んだとき、又は受取人に開示を求めることができないときは、家畜防疫官は、郵便事業株式会社の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。
5 （略）	5 （略）

○輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第十三条第五号関係）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(郵便物の内国消費税の納付等)	(郵便物の内国消費税の納付等)
<p>第七条 課税物品を内容とする郵便物（関税法第六条の二第一項第二号ロ（税額の確定の方式）に規定する郵便物に限る。）を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で日本郵便株式会社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。</p> <p>2 日本郵便株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない。</p> <p>3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、関税法第六十三条第一項（保税運送）の承認に係る書類で第十二条第一項の規定の適用を受けべきことを記載したものを作成し、日本郵便株式会社に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物を受け取る時までに、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付し、又は次項若しくは第五項の規定によりその内国消費税の納付を日本郵便株式会社に委託しなければならない。この場合（当該郵便物を受け取る時までにその内国消費税を納付する場合に限る。）において、国税通則法第三十四条第一項（納付の手続）の規定の適用については、同項中「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務</p>	<p>第七条 課税物品を内容とする郵便物（関税法第六条の二第一項第二号ロ（税額の確定の方式）に規定する郵便物に限る。）を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で郵便事業株式会社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。</p> <p>2 郵便事業株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない。</p> <p>3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、関税法第六十三条第一項（保税運送）の承認に係る書類で第十二条第一項の規定の適用を受けべきことを記載したものを作成し、郵便事業株式会社に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物を受け取る時までに、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付し、又は次項若しくは第五項の規定によりその内国消費税の納付を郵便事業株式会社に委託しなければならない。この場合（当該郵便物を受け取る時までにその内国消費税を納付する場合に限る。）において、国税通則法第三十四条第一項（納付の手続）の規定の適用については、同項中「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務</p>

署の職員」とあるのは、「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）」と、「又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付すること）を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とする。

4 第二項の郵便物（関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、当該郵便物に係る関税の納付について関税法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定の適用を受ける場合には、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託しなければならない。この場合においては、国税通則法第三章第一節（国税の納付）の規定は、適用しない。

5 第二項の郵便物（関税定率法その他の法律の規定により関税を免除

署の職員」とあるのは、「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）」と、「又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付すること）を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とする。

4 第二項の郵便物（関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、当該郵便物に係る関税の納付について関税法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定の適用を受けれる場合には、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託しなければならない。この場合においては、国税通則法第三章第一節（国税の納付）の規定は、適用しない。

5 第二項の郵便物（関税定率法その他の法律の規定により関税を免除

され、又は無税とされる郵便物に限る。) に係る内国消費税を納付しようとする者は、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託することができる。この場合においては、国税通則法第三章第一節の規定は、適用しない。

6

関税法第七十七条の二（第二項に限る。）から第七十七条の五まで（郵便物に係る関税の納付委託等）の規定は、第四項又は前項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付を日本郵便株式会社に委託する場合について準用する。この場合において、同法第七十七条の二第二項中「前項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、「第十二条」とあるのは「国税通則法第六十条」と、同法第七十七条の三第一項及び第二項中「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、同条第四項中「前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法」とあるのは「国税通則法」と、「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、同法第七十七条の四中「第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

7 第一項の郵便物の名あて人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国消費税を納付し、又は第四項若しくは第五項の規定により当該郵

され、又は無税とされる郵便物に限る。) に係る内国消費税を納付しようとする者は、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託することができる。この場合においては、国税通則法第三章第一節の規定は、適用しない。

6

関税法第七十七条の二（第二項に限る。）から第七十七条の五まで（郵便物に係る関税の納付委託等）の規定は、第四項又は前項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付を郵便事業株式会社に委託する場合について準用する。この場合において、同法第七十七条の二第二項中「前項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、「第十二条」とあるのは「国税通則法第六十条」と、同法第七十七条の三第一項及び第二項中「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、同条第四項中「前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法」とあるのは「国税通則法」と、「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、同法第七十七条の四中「第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

7 第一項の郵便物の名あて人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国消費税を納付し、又は第四項若しくは第五項の規定により当該郵

便物に係る内国消費税に相当する額の金銭を日本郵便株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十一条（賦課決定）の賦課決定通知書とみなす。

8
（略）

（公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収）

第八条 外国貨物（関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物をいう。以下同じ。）である課税物品が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、税関長は、当該各号に掲げる者から、直ちにその内国消費税を徴収する。

一
（略）

二 関税法第七十六条の二第一項（交付前郵便物に係る関税の徴収）に規定する交付前郵便物が亡失し、又は滅却された場合（災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除く。） 日本郵便株式会社

三〇七
（略）

2・3
（略）

便物に係る内国消費税に相当する額の金銭を郵便事業株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十一条（賦課決定）の賦課決定通知書とみなす。

8
（略）

（公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収）

第八条 （同上）

二 関税法第七十六条の二第一項（交付前郵便物に係る関税の徴収）に規定する交付前郵便物が亡失し、又は滅却された場合（災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除く。） 郵便事業株式会社

三〇七
（略）

2・3
（略）

○郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）（附則第十三条第六号関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第一条 日本郵便株式会社又は外国の郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票に紛らわしい外観を有する物は、製造し、輸入し、販売し、若しくは頒布し、又は郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票の用途に使用してはならない。	第一条 郵便事業株式会社又は外国の郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票に紛らわしい外観を有する物は、製造し、輸入し、販売し、若しくは頒布し、又は郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票の用途に使用してはならない。	第一条 郵便事業株式会社又は外国の郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票に紛らわしい外観を有する物は、製造し、輸入し、販売し、若しくは頒布し、又は郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票の用途に使用してはならない。
2 (略)	2 (略)	2 (略)

○郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）

(附則第十七條關係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	簡易郵便局法	現行
	（目的）	（目的）
	<p>第一条 この法律は、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託に関し必要な事項を定めることにより、これらの業務の円滑な運営に資することを目的とする。</p>	<p>第一条 この法律は、郵便事業株式会社から郵便局株式会社への郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託並びにその再委託に関し必要な事項を定めることにより、これらの業務の円滑な運営に資することを目的とする。</p>
	（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）	（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）
4	3	3
5	2	2
6	1	1
7		

条第二項の規定にかかわらず、当該認可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第一項の認可をしてはならない。

一 郵便法第七十二条第二項各号のいずれにも適合しているものであること。

二 郵便局株式会社の委託業務の遂行に支障のないものであること。

三 郵便事業株式会社が委託をしようとする者が次のいずれにも該当しない者であること。

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

ロ 法人であつてその役員のうちにイに該当する者があるもの

(委託業務の再委託)

第四条 郵便局株式会社は、委託業務を行う必要がある場合において、次条第一項各号に掲げる者に再委託することがその業務の運営上適切であると認めるときは、この法律の定めるところに従い、契約によりこれを他の者に再委託することができる。

(受託者の資格)

第三条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託

第四条 会社の委託により郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を行う者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる者でなければならない。

(受託者の資格)

第五条 郵便局株式会社の再委託により委託業務を行う者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる者でなければならない。

一〇四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、十分な社会的信用を有し、かつ、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を適正に行うために必要な能力を有する者

2 地方公共団体は、この法律の定めるところに従い、会社から委託された郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務（以下「委託業務」）を行うこという。）を行うことができる。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる組合（以下単に「組合」という。）は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、この法律の定めるところに従い、委託業務を行うことができる。

第五条 (略)

(委託契約)

第六条 会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、第四条第一項に規定する者と会社の指定する場所において委託業務を行う契約（以下「委託契約」）を締結しなければならない。

(簡易郵便局の設置及び受託者の呼称)

第七条 受託者は、会社の指定する場所に、委託業務を行う施設（以下「この条において「簡易郵便局」という。）を設けなければならない。

2 簡易郵便局（受託者が当該簡易郵便局において日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する銀行窓口業務及び同条第三項に規定する保険窓口業務を行う場合に限る。）は、同法第

一〇四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、十分な社会的信用を有し、かつ、委託業務を適正に行うために必要な能力を有する者

2 地方公共団体は、この法律の定めるところに従い、郵便局株式会社から再委託された委託業務（以下「再委託業務」）を行うことができる。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる組合（以下単に「組合」という。）は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、この法律の定めるところに従い、再委託業務を行うことができる。

第六条 (略)

(再委託契約)

第七条 郵便局株式会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、第五条第一項に規定する者と郵便局株式会社の指定する場所において再委託業務を行う契約（以下「再委託契約」）を締結しなければならない。

(施設の設置)

第八条 受託者は、郵便局株式会社の指定する場所に、再委託業務を行う施設を設けなければならない。

2 前項の施設は、第三条第一項及び郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項の規定の適用については、郵便局株式会社の

営業所とみなす。

六条（第二項第二号を除く。）の規定の適用については、同法第二条

第四項に規定する郵便局とみなす。

3| 簡易郵便局は、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二

十三年法律第百四十二号）第二条第一項、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第三条第一項、特許法

（昭和三十四年法律第二百二十一号）第十九条（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第二条の五第二項、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第六十八条第二項、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七十七条第二項及び附則第二十七条第二項並びに工業所

有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び日本郵便株式会社法第六条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、会社の営業所とみなす。

4| 受託者（受託者が団体である場合にあつては、当該団体における委託業務の責任者）は、簡易郵便局長という呼称を用いることができる。

（組合である受託者に係る委託業務の取扱いの基準）

第八条 （略）

（委託契約の解除）

第九条 （略）

（再委託契約の解除）

（組合である受託者に係る再委託業務の取扱いの基準）

第九条 会社は、受託者が第五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、委託契約を解除しなければならない。

（他の法律の適用）

第十条 郵便局株式会社は、受託者が第六条各号のいずれかに該当するに至つたときは、再委託契約を解除しなければならない。

第十一條 郵便局株式会社は、次に掲げる法律の規定の適用について
は、郵便事業株式会社とみなす。

一 郵便法第五十九条第二項、第六十二条及び第六十五条第一項

二 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十二年法律第
百四十二号）第三条第四項、第六項及び第七項

郵便局株式会社は、郵便切手類販売所等に関する法律第四条（第二
項後段を除く。）の規定の適用については、同法第二条第一項に規定
する郵便切手類販売者とみなす。」の場合において、同法第四条中
「郵便切手類販売所」とあるのは、「委託業務（郵便窓口業務の委託
等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第三条第一項に規
定する委託業務をいう。）」を行う営業所」とする。

（郵便切手類販売所等に関する法律の適用）

第十一条 受託者は、郵便切手類販売所等に関する法律第四条の規定の適
用については、同法第二条第一項に規定する郵便切手類販売者とみな
す。この場合において、同法第四条中「郵便切手類販売所」とあるの
は、「施設（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条
第一項）の施設をいう。」とする。

第十二条 (略)

（罰則）

第十三条 第六条の規定により総務大臣の認可を受けなければならぬ
場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした

第十二条 第七条の規定により総務大臣の認可を受けなければならぬ
場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした

第十四条 (略)

（罰則）

会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

附 則

- 1| この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

- 2| 日本郵便株式会社法附則第二条第一項の規定により日本郵便株式会社の業務が営まれる間、第七条第二項中「及び同条第三項に規定する保険窓口業務」とあるのは、「同条第三項に規定する保険窓口業務、日本郵便株式会社から独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）第十五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務及び日本郵便株式会社から同法第十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務」と、同条第三項中「第六条第二項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えられた同法第六条第二項」とする。

郵便局株式会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

附 則

- この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）

（附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（お年玉付郵便葉書等の発行）	
		<p>第一条 <u>日本郵便株式会社</u>（以下「会社」という。）は、年始その他特別の時季の通信に併せて、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手（以下「お年玉付郵便葉書等」という。）を発行することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第一条 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、年始その他特別の時季の通信に併せて、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手（以下「お年玉付郵便葉書等」という。）を発行することができる。</p> <p>2 （略）</p>
		<p>（お年玉等の交付等）</p> <p>第三条 第一条第一項の金品は、同項の郵便葉書若しくは同項の郵便切手を貼り付けて料金が支払われた郵便物の受取人又はその一般承継人（同項の郵便葉書又は同項の郵便切手を貼り付けて料金が支払われた郵便物が配達されなかつたときは、その郵便葉書若しくは郵便切手の購入者又はその一般承継人）に、最寄りの会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。）において支払い、又は交付する。</p>	<p>（お年玉等の交付等）</p> <p>第三条 第一条第一項の金品は、同項の郵便葉書若しくは同項の郵便切手をはり付けて料金が支払われた郵便物の受取人又はその一般承継人（同項の郵便葉書又は同項の郵便切手をはり付けて料金が支払われた郵便物が配達されなかつたときは、その郵便葉書若しくは郵便切手の購入者又はその一般承継人）に、最寄りの会社の営業所（同項の金品の支払又は交付に関する業務の委託を受けた者の営業所を含む。）において支払い、又は交付する。</p>
2	（略）		

○郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）（附則第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

（趣旨）	改 正 案	現 行
<p>第一条 この法律は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が郵便物の取集、運送及び配達（以下「運送等」という。）を運送業者等に委託する場合に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（郵便物の夜間受渡し）</p> <p>第七条 鉄道運送業者は、総務大臣の要求があるときは、夜間に発着する列車に連結する郵便車に積卸しをする郵便物を郵便物の取扱いに從事する者（以下「郵便取扱員」という。）で会社の事業所（郵便の業務を行うものに限る。以下この条及び第十五条第二項において同じ。）に所属するものから受領して郵便車に乗務する郵便取扱員に引き渡し、又は郵便車に乗務する郵便取扱員から受領して会社の事業所に所属する郵便取扱員に引き渡さなければならない。</p>	<p>第一条 この法律は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が郵便物の取集、運送及び配達（以下「運送等」という。）を運送業者等に委託する場合に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（郵便物の夜間受渡し）</p> <p>第七条 鉄道運送業者は、総務大臣の要求があるときは、夜間に発着する列車に連結する郵便車に積卸しをする郵便物を郵便物の取扱いに從事する者（以下「郵便取扱員」という。）で会社の事業所に所属するものから受領して郵便車に乗務する郵便取扱員に引き渡し、又は郵便車に乗務する郵便取扱員から受領して会社の事業所に所属する郵便取扱員に引き渡さなければならない。</p>	

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（事業所税の非課税の範囲）	
第七百一条の三十四　（略）	第七百一条の三十四　（略）	
2　（略）	2　（略）	3　（同上）
3　指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に 対しては、事業所税を課することができない。	3　（同上）	一（略）
一（略）	一（略）	一（略）
二（略）	二（略）	二（略）
三　（略）	三　（略）	三　（略）
四　（略）	四　（略）	四　（略）
附　則	附　則	附　則
（固定資産税等の課税標準の特例）	（固定資産税等の課税標準の特例）	（固定資産税等の課税標準の特例）
第十五条　（略）	第十五条　（略）	第十五条　（略）
2（略）	2（略）	2（略）
25　日本郵便株式会社が所有する郵政民営化法等の一部を改正する等の 法律（平成二十四年法律第三十号）第一条の規定による改正前の郵政	25　郵便事業株式会社が所有する郵政民営化法（平成十七年法律第九 七号）第七十条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固	

民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七十条第七項及び第七十九条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち日本郵便株式会社法第四条第一項（第三号及び第五号に係る部分を除く。）、第二項及び第三項に規定する業務の用に供するもので政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度から平成二十四年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

26
～
37
（略）

定資産のうち郵便事業株式会社法第三条に規定する業務の用に供するもので政令で定めるもの並びに郵便局株式会社が所有する郵政民営化法第七十九条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵便局株式会社法第四条第一項及び第二項に規定する業務の用に供するものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度から平成二十四年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

26
～
37
（略）

○国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）（附則第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

			附 則		
			改 正 案		
23	当分の間、旧郵政被災職員に係る補償及び第二十二条第一項に規定する福祉事業に要する費用は、人事院規則で定めるところにより、次に掲げる者が負担する。				
一 （略）					
二 日本郵便株式会社					
三 （略）					
四 （略）					
五 （略）					
六 （略）					
五 （略）					
四 （略）					
三 （略）					
二 郵便事業株式会社					
一 （略）					
23	（同上）	附 則		現 行	
六 （略）					
五 （略）					
四 （略）					
三 （略）					
二 郵便局株式会社					
一 （略）					

○土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（土地を収用し、又は使用することができる事業）	（土地を収用し、又は使用することができる事業）
第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。	第三条（同上）
一〇十三（略）	一〇十三（略）
十三の二 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律第一百号）第四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設	十三の二 郵便事業株式会社が設置する郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第三条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設
十四〇三十五（略）	十四〇三十五（略）

○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（附則第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（輸入を許可された貨物とみなすもの）	（輸入を許可された貨物とみなすもの）

第七十四条 外国貨物で、日本郵便株式会社から交付された郵便物（政令で定めるものを除く。）若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第三条各号（郵便法の適用除外）に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付された信書、第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徵収）の規定により関税が徴収されたもの、第六十九条の二第二項（輸出してはならない貨物）、第六十九条の十一第二項（輸入してはならない貨物）若しくは第六十九条の二第二項（輸收）の規定により没収されたもの、第八十四条第一項から第三項まで（收容貨物の公売又は売却）（第八十八条（留置貨物）及び第一百三十三条第三項（領置物件又は差押物件）において準用する場合を含む。）若しくは第一百三十三条第二項（領置物件又は差押物件の公売）の規定により公売に付され、若しくは随意契約により売却されて買受人が買い受けたもの、第一百三十四条第三項（領置物件又は差押物件の帰属）の規定により国庫に帰属したもの、第一百三十八条第一項（通告処分）の規定により納付されたもの、刑事訴訟法の規定により売却され、没収が執行され、若しくは国庫に帰属したもの又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したものその

第七十四条 外国貨物で、郵便事業株式会社から交付された郵便物（政令で定めるものを除く。）若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第三条各号（郵便法の適用除外）に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付された信書、第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徵収）の規定により関税が徴収されたもの、第六十九条の二第二項（輸出してはならない貨物）、第六十九条の十一第二項（輸入してはならない貨物）若しくは第六十九条の二第二項（輸收）の規定により没収されたもの、第八十四条第一項から第三項まで（收容貨物の公売又は売却）（第八十八条（留置貨物）及び第一百三十三条第三項（領置物件又は差押物件）において準用する場合を含む。）若しくは第一百三十三条第二項（領置物件又は差押物件の公売）の規定により公売に付され、若しくは随意契約により売却されて買受人が買い受けたもの、第一百三十四条第三項（領置物件又は差押物件の帰属）の規定により国庫に帰属したもの、第一百三十八条第一項（通告処分）の規定により納付されたもの、刑事訴訟法の規定により売却され、没収が執行され、若しくは国庫に帰属したもの又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したものその

他これらに類するもので政令で定めるものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 日本郵便株式会社は、輸出され、又は輸入される郵便物（信書のみを内容とするものを除く。）を受け取つたときは、当該郵便物を輸出し、又は輸入しようとする者から当該郵便物につき第六十七条の申告を行う旨の申し出があつた場合その他の政令で定める場合を除き、当該郵便物を税関長に提示しなければならない。

4 第七十条の規定は、第一項ただし書の規定により検査を受ける郵便物について準用する。この場合において、同条第一項中「輸出申告又は輸入申告」とあり、又は同条第二項中「第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税關の審査」とあるのは、「第七十六条第一項ただし書の検査その他郵便物に係る税關の審査」と、同条第三項中「輸出又は輸入を許可しない。」とあるのは、「日本郵便株式会社は、その郵便物を発送し、又は名宛人に交付しない。」と読み替えるものとする。

5 税関長は、第一項ただし書の検査が終了したとき又は当該検査の必要がないと認めるときは、日本郵便株式会社にその旨を通知しなければならない。

(交付前郵便物に係る関税の徴収)

他これらに類するもので政令で定めるものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 郵便事業株式会社は、輸出され、又は輸入される郵便物（信書のみを内容とするものを除く。）を受け取つたときは、当該郵便物を輸出し、又は輸入しようとする者から当該郵便物につき第六十七条の申告を行う旨の申し出があつた場合その他の政令で定める場合を除き、当該郵便物を税関長に提示しなければならない。

4 第七十条の規定は、第一項ただし書の規定により検査を受ける郵便物について準用する。この場合において、同条第一項中「輸出申告又は輸入申告」とあり、又は同条第二項中「第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税關の審査」とあるのは、「第七十六条第一項ただし書の検査その他郵便物に係る税關の審査」と、同条第三項中「輸出又は輸入を許可しない。」とあるのは、「郵便事業株式会社は、その郵便物を発送し、又は名宛人に交付しない。」と読み替えるものとする。

5 税関長は、第一項ただし書の検査が終了したとき又は当該検査の必要がないと認めるときは、郵便事業株式会社にその旨を通知しなければならない。

(交付前郵便物に係る関税の徴収)

第七十六条の二 前条第五項の規定による通知に係る郵便物（輸入されるものに限る。）であつて名宛人に交付される前のもの（以下この条において「交付前郵便物」という。）が亡失し、又は滅却されたときは、日本郵便株式会社から、直ちにその関税を徴収する。ただし、交付前郵便物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 (略)

3 交付前郵便物が亡失した場合には、日本郵便株式会社は、政令で定めるところにより、直ちにその旨を税関長に届け出なければならぬ。

(郵便物の関税の納付等)

第七十七条 関税を納付すべき物を内容とする郵便物（賦課課税方式が適用されるものに限る。以下この条から第七十七条の三まで及び第十八条において同じ。）があるときは、税関長は、当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額を、書面により、日本郵便株式会社を経て当該郵便物の名宛人に通知しなければならない。

2 日本郵便株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名宛人に送達しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、当該郵便物を受け取る前に、同項の書面に記載された税額に相当する関税を納付し、又は次条第一項の規定によりその関税の納付を日本郵便株式会社に委託しなけ

第七十六条の二 前条第五項の規定による通知に係る郵便物（輸入されるものに限る。）であつて名あて人に交付される前のもの（以下この条において「交付前郵便物」という。）が亡失し、又は滅却されたときは、郵便事業株式会社から、直ちにその関税を徴収する。ただし、交付前郵便物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 (略)

3 交付前郵便物が亡失した場合には、郵便事業株式会社は、政令で定めるところにより、直ちにその旨を税関長に届け出なければならぬ。

(郵便物の関税の納付等)

第七十七条 関税を納付すべき物を内容とする郵便物（賦課課税方式が適用されるものに限る。以下この条から第七十七条の三まで及び第十七条において同じ。）があるときは、税関長は、当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額を、書面により、郵便事業株式会社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。

2 郵便事業株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、当該郵便物を受け取る前に、同項の書面に記載された税額に相当する関税を納付し、又は次条第一項の規定によりその関税の納付を郵便事業株式会社に委託しなけ

ればならない。ただし、当該郵便物を受け取ろうとする者が、当該郵便物につき第六十三条第一項（保税運送）の承認を受け、その承認に係る書類を日本郵便株式会社に提示して当該郵便物を受け取るときは、この限りでない。

4 (略)

5 第一項の郵便物の名宛人が第三項の規定により当該郵便物に係る関税を納付し、又は次条第一項の規定により当該郵便物に係る関税に相当する額の金銭を日本郵便株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、第八条第四項（賦課決定）に規定する賦課決定通知書とみなす。

6～8 (略)

(郵便物に係る関税の納付委託)

第七十七条の二 郵便物に係る関税を納付しようとする者は、前条第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に同条第四項の納付書を添えて、これを日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託することができる。

2 郵便物に係る関税を納付しようとする者が、前項の規定により納付しようとする税額に相当する金銭を日本郵便株式会社に交付したときは、当該交付した日に当該関税の納付があつたものとみなして、第十一条（延滞税）の規定を適用する。

(日本郵便株式会社による関税の納付等)

第七十七条の三 日本郵便株式会社は、前条第一項の規定により郵便物

ればならない。ただし、当該郵便物を受け取ろうとする者が、当該郵便物につき第六十三条第一項（保税運送）の承認を受け、その承認に係る書類を郵便事業株式会社に提示して当該郵便物を受け取るときは、この限りでない。

4 (略)

5 第一項の郵便物の名あて人が第三項の規定により当該郵便物に係る関税を納付し、又は次条第一項の規定により当該郵便物に係る関税に相当する額の金銭を郵便事業株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、第八条第四項（賦課決定）に規定する賦課決定通知書とみなす。

6～8 (略)

(郵便物に係る関税の納付委託)

第七十七条の二 郵便物に係る関税を納付しようとする者は、前条第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に同条第四項の納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託することができる。

2 郵便物に係る関税を納付しようとする者が、前項の規定により納付しようとする税額に相当する金銭を郵便事業株式会社に交付したときは、当該交付した日に当該関税の納付があつたものとみなして、第十一条（延滞税）の規定を適用する。

(郵便事業株式会社による関税の納付等)

第七十七条の三 郵便事業株式会社は、前条第一項の規定により郵便物

に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、政令で定める日までに、当該委託を受けた関税の額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

2 日本郵便株式会社は、前条第一項の規定により郵便物に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を税関長に報告しなければならない。

3 日本郵便株式会社が第一項の関税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、税関長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその関税を日本郵便株式会社から徴収する。

4 税関長は、第一項の規定により日本郵便株式会社が納付すべき関税については、日本郵便株式会社に対して前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該関税に係る前条第一項の規定による委託をした者から徴収することができない。

5 税関長は、第二項の規定による報告があつた場合において必要があると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、当該報告に係る郵便物に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、政令で定める日までに、当該委託を受けた関税の額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

2 郵便事業株式会社は、前条第一項の規定により郵便物に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を税関長に報告しなければならない。

3 郵便事業株式会社が第一項の関税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、税関長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその関税を郵便事業株式会社から徴収する。

4 税関長は、第一項の規定により郵便事業株式会社が納付すべき関税については、郵便事業株式会社に対して前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該関税に係る前条第一項の規定による委託をした者から徴収することができない。

5 税関長は、第二項の規定による報告があつた場合において必要があると認めるときは、郵便事業株式会社に対し、当該報告に係る郵便物に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

(帳簿の備付け)

第七十七条の四　日本郵便株式会社は、政令で定めるところにより、第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定により委託を受けた関税の納付に関する事務に係る事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

(違法行為等の是正)

第七十七条の五　税関長は、日本郵便株式会社が第七十七条の三第二項（日本郵便株式会社による関税の納付等）若しくは前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2　日本郵便株式会社は、前項の規定による税関長の求めがあつたときは、遅滞なく当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を税関長に報告しなければならない。

(原産地を偽つた表示等がされている郵便物)

第七十八条　輸入される郵便物中にある信書以外の物にその原産地について直接若しくは間接に偽つた表示又は誤認を生じさせる表示がされているときは、税関長は、その旨を日本郵便株式会社に通知しなければならない。

2　日本郵便株式会社は、前項の通知を受けたときは、名宛人に、その選択により、同項の表示を消させ、又は訂正させなければならぬ。

(帳簿の備付け)

第七十七条の四　郵便事業株式会社は、政令で定めるところにより、第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定により委託を受けた関税の納付に関する事務に係る事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

(違法行為等の是正)

第七十七条の五　税関長は、郵便事業株式会社が第七十七条の三第二項（郵便事業株式会社による関税の納付等）若しくは前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、郵便事業株式会社に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2　郵便事業株式会社は、前項の規定による税関長の求めがあつたときは、遅滞なく当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を税関長に報告しなければならない。

(原産地を偽つた表示等がされている郵便物)

第七十八条　輸入される郵便物中にある信書以外の物にその原産地について直接若しくは間接に偽つた表示又は誤認を生じさせる表示がされているときは、税関長は、その旨を郵便事業株式会社に通知しなければならない。

2　郵便事業株式会社は、前項の通知を受けたときは、名あて人に、その選択により、同項の表示を消させ、又は訂正させなければならぬ。

3 名宛人が第一項の表示を消し、又は訂正しないときは、日本郵便株式会社は、その郵便物を交付してはならない。

(郵便物に係る輸出又は輸入の許可の取消し)

第七十八条の二 日本郵便株式会社は、輸出の許可を受けた郵便物であつて輸出されていないものについて、差出人から当該郵便物を取り戻す旨の請求があつた場合その他の政令で定める場合には、直ちにその旨を税関長に通知するとともに、当該郵便物を当該輸出の許可を受けた際（第七十三条の二（輸出を許可された貨物とみなすもの）の規定により当該許可を受けたものとみなされる場合にあつては、第七十六条第五項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により通知された際）に入れられていた保税地域に入れなければならない。

2 (略)

3 名あて人が第一項の表示を消し、又は訂正しないときは、郵便事業株式会社は、その郵便物を交付してはならない。

(郵便物に係る輸出又は輸入の許可の取消し)

第七十八条の二 郵便事業株式会社は、輸出の許可を受けた郵便物であつて輸出されていないものについて、差出人から当該郵便物を取り戻す旨の請求があつた場合その他の政令で定める場合には、直ちにその旨を税関長に通知するとともに、当該郵便物を当該輸出の許可を受けた際（第七十三条の二（輸出を許可された貨物とみなすもの）の規定により当該許可を受けたものとみなされる場合にあつては、第七十六条第五項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により通知された際）に入れられていた保税地域に入れなければならない。

2 (略)

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改正案	現行
	附則 （郵政会社等の役職員の取扱い）	附則 （郵政会社等の役職員の取扱い）
第一条の三（略）		
2 前項の「郵政会社等」とは、次に掲げるものをいう。		
一（略）	2（同上）	
二 日本郵便株式会社	一（略）	
三（略）	二 郵便事業株式会社	
四（略）	三 郵便局株式会社	
五（略）	四（略）	
六（略）	五（略）	
3 財務大臣は、前項第三号又は第四号の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。	3 財務大臣は、前項第四号又は第五号の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。	
4（略）	4（略）	

○特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）（附則第三十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（願書等の提出の効力発生時期）	（願書等の提出の効力発生時期）
<p>第十九条 願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められているものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下この条において「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。）に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。</p>	<p>第十九条 願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められているものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下この条において「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。</p>

み
な
す。
。

○消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（附則第三十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

別表第一（第六条関係）	改正案	現行
一〇三（略）		
四 次に掲げる資産の譲渡		
イ 日本郵便株式会社が行う郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条（定義）に規定する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。）の譲渡及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項（簡易郵便局の設置及び受託者の呼称）に規定する委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条（郵便切手類販売所等の設置）に規定する郵便切手類販売所（同法第四条第三項（郵便切手類の販売等）の規定による承認に係る場所（以下この号において「承認販売所」という。）を含む。）における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第一項各号（印紙の売渡し場所）に定める所（承認販売所を含む。）若しくは同法第四条第一項（自動車検査登録印紙の売渡し場所）に規定する所における同法第三条第一項各号に掲げる印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印紙（別表第二において「印紙」と総称する。）の譲渡	イ 郵便事業株式会社が行う郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条（定義）に規定する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。）の譲渡及び郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第三条第一項（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）に規定する郵便局株式会社の営業所若しくは同法第八条第一項（施設の設置）に規定する再委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条（郵便切手類販売所等の設置）に規定する郵便切手類販売所（同法第四条第三項（郵便切手類の販売等）の規定による承認に係る場所（以下この号において「承認販売所」という。）を含む。）における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第一項各号（印紙の売渡し場所）に定める所（承認販売所を含む。）若しくは同法第四条第一項（自動車検査登録印紙の売渡し場所）に規定する所における同法第三条第一項各号に掲げる印紙若しくは同法第四条第一項（自動車検査登録印紙の売渡し場所）に規定する所における同法第三条第一項各号に掲	

五
口・ハ
十三
(略) (略)

げる印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印
紙（別表第二において「印紙」と総称する。）の譲渡
五
口・ハ
十三
(略) (略)

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）（附則第三十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	(送達場所等の届出)	
第一百四条	(略)	
2	(略)	
3	第一項前段の規定による届出をしない者で次の各号に掲げる送達を受けたものに対するその後の送達は、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める場所においてする。	第一項前段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。）第一百六条第一項後段において同じ。）においてするもの及び同項後段の規定による送達
一	(略)	一 次条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。）第一百六条第一項後段において同じ。）においてするもの及び同項後段の規定による送達
二	(略)	二 次条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が郵便事業株式会社の営業所（郵便事業株式会社から当該送達の業務の委託を受けた者の営業所を含む。）第一百六条第一項後段において同じ。）においてするもの及び同項後段の規定による送達
三	(略)	三 (略)
	(補充送達及び差置送達)	第一百六条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所にお

いて書類を交付すべきときも、同様とする。
2
・
3
(略)

いて書類を交付すべきときも、同様とする。
2
・
3
(略)

○地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百二十号）（附則第三十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（目的）	（目的）
<p>第一条 この法律は、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵便局（日本郵便株式会社の営業所であつて、簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの）において取り扱うための措置を講ずることにより、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資することを目的とする。</p> <p>（郵便局の指定等）</p>	<p>第一条 この法律は、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第二百号）第二条第二項に規定する郵便局のうち、郵便局株式会社の営業所であるものをいう。以下同じ。）において取り扱うための措置を講ずることにより、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資することを目的とする。</p> <p>（郵便局の指定等）</p>
<p>第三条 （略）</p>	<p>第三条 （略）</p>
<p>2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、日本郵便株式会社に協議しなければならない。</p>	<p>2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、郵便局株式会社に協議しなければならない。</p>
<p>3・4 （略）</p>	<p>3・4 （略）</p>
<p>5 地方公共団体は、日本郵便株式会社との協議により、第一項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。</p>	<p>5 地方公共団体は、郵便局株式会社との協議により、第一項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。</p>

(報告の請求等)

第四条 地方公共団体の長は、個人情報の適正な取扱いを確保する等郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するため必要があると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2・3 (略)

(日本郵便株式会社の責務)

第五条 日本郵便株式会社は、事務取扱郵便局の職員が郵便局取扱事務に関する知り得た情報を当該郵便局取扱事務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

(報告の請求等)

第四条 地方公共団体の長は、個人情報の適正な取扱いを確保する等郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するため必要があると認めるときは、郵便局株式会社に対し、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2・3 (略)

(郵便局株式会社の責務)

第五条 郵便局株式会社は、事務取扱郵便局の職員が郵便局取扱事務に関する知り得た情報を当該郵便局取扱事務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）（附則第三十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

（日本郵政公社法施行法の廃止に伴う経過措置）

改正案	現行
附則 （失効等）	附則 （失効等）

第一条 附則第四条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第四十二条、第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項及び第三項の規定は、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日限り、その効力を失う。

第二条 附則第四条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第四十二条、第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項及び第三項の規定は、平成二十九年九月三十日限り、その効力を失う。

2 （略）
（日本郵政公社法施行法の廃止に伴う経過措置）

第四十五条～第四十八条 （略）
（日本郵政公社法施行法の廃止に伴う経過措置）

第四十九条～第四十八条 （略）
（日本郵政公社法施行法の廃止に伴う経過措置）

第四十九条 旧公社法施行法の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で旧公社法施行法の施行後も従前の郵政事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、次に掲げる者が郵政事業特別会計として存続するものとみなし、政令で定めるところにより、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律（昭和六年法律第八号）の規定を準用する。

一 （略）
二 日本郵便株式会社
三 郵便事業株式会社
四 郵便局株式会社

三 (略)
四 (略)
五 (略)

第五十条～第五十四条 (略)

第五十五条 旧公社法施行法附則第三十条第一項に規定する事業団等の役職員であつた組合員に係るこの法律の施行後の第六十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（附則第九十三条及び第九十四条において「新国共済法」という。）の規定の適用については、旧公社法施行法附則第三十条の規定は、なおその効力を有する。

第五十六条 (略)

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 旧公社の職員から引き続いて第十二条の規定による改正前の国家公務員法（以下この条において「旧法」という。）第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員（旧公社の職員を除く。以下この条及び附則第一百七条において「一般職国家公務員」という。）となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に関する第十二条の規定による改正後の国家公務員法第八十二条第一項第一号及び第八十四条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、附則第一百七条第一項の規定によりなお四条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、附則第一百七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる第百十二条の規定による改正前の国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。

間が旧法第八十二条第二項に規定する要請に応じた退職前の在職期間

四 (略)
五 (略)
六 (略)

第五十条～第五十四条 (略)

第五十五条 旧公社法施行法附則第三十条第一項に規定する事業団等の役職員であつた組合員に係るこの法律の施行後の第六十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（附則第九十三条から第九十五条までにおいて「新国共済法」という。）の規定の適用については、旧公社法施行法附則第三十条の規定は、なおその効力を有する。

第五十六条 (略)

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 旧公社の職員であつた者に関する第十二条の規定による改正後の国家公務員法（以下この条において「新法」という。）第八十二条第一項第一号及び第八十四条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、附則第一百七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる第百十二条の規定による改正前の国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。

に含まれる一般職国家公務員についても、同様とする。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十九条 (略)

2 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社は、それぞれ日本郵政株式会社、日本郵便株式会社（郵政民営化法第百七十六条の二）の規定による定款の変更前の郵便局株式会社及び同法第百七十六条の三の規定による合併前の郵便事業株式会社を含む。）、郵便貯金銀行及び郵便保険会社を退職した者に係る附則第八十七条第一項の規定に基づく新退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額を、政令で定めるところにより、一般会計に納付しなければならない。この場合において、一般会計が受け入れた金額の過不足額の調整については、第三十四条の規定による改正後の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第二条の規定を準用する。

一般会計が受け入れた金額の過不足額の調整については、第三十四条の規定による改正後の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第二条の規定を準用する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 (略)

第九十一条 削除

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十九条 (略)

2 承継会社は、当該承継会社を退職した者に係る附則第八十七条第一項の規定に基づく新退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額を、政令で定めるところにより、一般会計に納付しなければならない。この場合において、一般会計が受け入れた金額の過不足額の調整については、第三十四条の規定による改正後の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第二条の規定を準用する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 (略)

第九十一条 郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社及び機関は、承継計画において定めるところに従い、前条第

三項の規定により日本郵政株式会社が納付義務を負うこととなる市町村内に会員登録料の費用の一郎（一郎）から三郎。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う

経過措置)

第九十五条 施行日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で旧公社が引き続き存続するものとした場合において旧公社において負担すべきこととなるものについては、
国家公務員共済組合法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等が負担する。

(国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う
経過措置）

第九十五条 施行日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で旧公社が引き続き存続するものとした場合において旧公社において負担すべきこととなるものについては、
新国共済法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等が負担す
る。

2 旧法第二条第二項第六号に掲げる職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する第百十二条の規定による改正後の国家公務員倫理法（以下この条において「新法」という。）第六条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の

第一百七条

条の規定による改正前の国家公務員法第八十二条第二項に規定する要請に応じた退職前の在職期間に含まれる一般職国家公務員についても、同様とする。

3 旧法第二条第四項第四号に掲げる職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する新法

第七条及び第八条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第四項に規定する本省審議官級以上の職員であつたこととみなす。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4 (略)

5 旧公社の職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に関する新法第十二条第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（以下この項において「新特労法」という。）第二条第四号の職員のうち旧公社の職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する新特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

3 旧法第二条第四項第四号に掲げる職員であつた者に対する新法第七条及び第八条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第四項に規定する本省審議官級以上の職員であつたこととみなす。

4 (略)

5 旧公社の職員であつた者に関する新法第十二条第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（以下この項において「新特労法」という。）第二条第四号の職員のうち旧公社の職員であつた者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する新特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとす

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（附則第三十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

附 則	改 正 案	附 則	現 行
<p>（国等に対する寄附金等）</p> <p>第五条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの条の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。）又は日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは日本年金機構（以下この条において「会社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは会社等に移管しようとする場合その他や法人等又は会社等に移管しようと認め</p>		<p>（国等に対する寄附金等）</p> <p>第五条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの条の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）又は日本郵政株式会社、日本郵便事業株式会社、郵便局（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。）又は日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは日本年金機構（以下この条において「会社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは会社等に移管しようとする場合その他や</p>	

られる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

むを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

○非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）（附則第四十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（郵政民営化法の一部改正）	（旧郵政民営化法の一部改正）
第一百五十六条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。	第一百五十六条 郵政改革法（平成二十三年法律第 号）第五十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。
第四十五条第五項中「第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。」を「第五号に係る部分に限る。」、第八百七十二条の二」に改める。	第四十五条第五項中「第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。」を「第五号に係る部分に限る。」、第八百七十二条の二」に改める。
（旧郵政民営化法の一部改正に伴う調整規定）	（旧郵政民営化法の一部改正に伴う調整規定）
第一百五十七条 削除	第一百五十七条 この法律の施行の日が郵政改革法附則第二号に掲げる規定の施行の日前となる場合には、前条の見出し中「旧郵政民営化法」とあるのは「郵政民営化法」と、同条中「郵政改革法（平成二十三年法律第 号）第五十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）」とあるのは「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）」とする。

○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）（附則第四十一条
関係）

（傍線の部分は改正部分）

附 則	改 正 案	附 則	現 行
		(施行期日)	
		第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
一～四 (略)		第一条 (同上)	
		一～四 (略)	
	五 附則第十四条及び第十六条（附則第十四条に係る部分に限る。）の規定	第十四条 政府は、前条第一項各号に掲げる措置のほか、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式（日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第二条の規定により政府が保有していなければならない株式を除く。）について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。	
	六 附則第十四条及び第十六条（附則第十四条に係る部分に限る。）の規定	第十四条 政府は、前条第一項各号に掲げる措置のほか、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式（日本郵政株式会社法（平成二十三年法律第 号）第三条の規定により政府が保有していなければならない議決権に係る株式を除く。）について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。	

○保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）（附則第四十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

附 則	改 正 案	附 則	現 行
	<p>（郵政民営化法の一部改正）</p> <p>第十一條 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一百三十九条第二項中「第一百六条第五項」を「第一百六条第八項」に改め、同条第八項中「第十四号」を「第十五号」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。</p>		<p>（郵政改革法の一部改正）</p> <p>第十一條 郵政改革法（平成二十四年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十六条第二項第二号中「第十四号」を「第十五号」に改める。</p>

○租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）

（附則第四十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

（附則第四十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～十二 （略）

十三 第一条中租税特別措置法第五十七条の九の改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定及び同法第六十八条の五十八の二を削る改正規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項並びに第三十六条第二項及び第三項の規定 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の日

第一条 （同上）
一～十二 （略）

十三 第一条中租税特別措置法第五十七条の九の改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定及び同法第六十八条の五十八の二を削る改正規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項並びに第三十六条第二項及び第三項の規定 日本郵政株式会社法（平成二十四年法律第三十号）の施行の日

十四 （略）

（法人の準備金に関する経過措置）

第二十五条 （略）

2 旧租税特別措置法第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を積み立てている日本郵政株式会社の附則第一条第十三号に定める日を含む事業年度開始の日前に開始した事業年度の所得の金額の計算については、なお従前の例による。

3 日本郵政株式会社が附則第一条第十三号に定める日を含む事業年度

現 行

附 則

（施行期日）

第一条 （同上）

（法人の準備金に関する経過措置）

第二十五条 （略）

2 旧租税特別措置法第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を積み立てている日本郵政株式会社の附則第一条第十三号に定める日前に開始した事業年度の所得の金額の計算については、なお従前の例による。

3 日本郵政株式会社が附則第一条第十三号に定める日において有する

開始の日において有する旧租税特別措置法第五十七条の九第一項第二号に規定する社会・地域貢献準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第三十六条 (略)

2 旧租税特別措置法第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を積み立てている連結親法人である日本郵政株式会社の附則第一条第十三号に定める日を含む連結事業年度開始の日前に開始した連結事業年度の連結所得の金額の計算については、なお従前の例による。

3 連結親法人である日本郵政株式会社が附則第一条第十三号に定める日を含む連結事業年度開始の日において有する旧租税特別措置法第六十八条の五十八の二第一項第二号に規定する社会・地域貢献準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

旧租税特別措置法第五十七条の九第一項第二号に規定する社会・地域貢献準備金の金額は、同日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第三十六条 (略)

2 旧租税特別措置法第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を積み立てている連結親法人である日本郵政株式会社の附則第一条第十三号に定める日前に開始した連結事業年度の連結所得の金額の計算については、なお従前の例による。

3 連結親法人である日本郵政株式会社が附則第一条第十三号に定める日において有する旧租税特別措置法第六十八条の五十八の二第一項第二号に規定する社会・地域貢献準備金の金額は、同日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

○国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理經營に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第二号）（附則第四十四条関係）

		改正案	現行	（傍線の部分は改正部分）
	附則	（施行期日）	附則	（施行期日）
第一条	この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条（同上）	第一条（同上）	
一～四	（略）	一～四（略）	一～四（略）	
第二条～第二十七条	（略）	第二条～第二十七条（略）	第二条～第二十七条（略）	
（防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部改正）		（防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部改正）		
第二十八条	次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。	第二十八条 次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。	第二十八条 次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。	
一～三	（略）	一～三（略）	一～三（略）	
四	郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第一百七十二条	（略）	（略）	
五	（略）			

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（附則第四十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行	(任務)	(任務)
<p>第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の適正かつ確実な実施の確保、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。</p> <p>（所掌事務）</p>	<p>第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵便事業の適正かつ確実な実施の確保、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。</p> <p>（所掌事務）</p>		
<p>第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七十八 （略）</p>	<p>第四条 （同上）</p> <p>一～七十八 （略）</p>	<p>七十九 郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ れ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をい</p>	<p>七十九 郵便事業に關すること。</p>

う。)にに関すること。

七十九の二 郵便局の活用による地域住民の利便の増進に関すること。

と。

七十九の三 社会・地域貢献基金に関すること。

七十九の四 (略)

七十九の五 (略)

八十九十九 (略)

(総合通信局等)

第二十八条 総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第六十三号から第七十二号まで、第七十四号から第七十六号まで、第七十九号の三、第九十四号及び第九十九号に掲げる事務を分掌する。

2 4 (略)

附 則

(所掌事務の特例)

第一条 (略)

2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
(削る)	(削る)
(略)	(略)

第二十八条 総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第六十三号から第七十二号まで、第七十四号から第七十六号まで、第七十九号の五、第九十四号及び第九十九号に掲げる事務を分掌する。

2 4 (略)

附 則

(所掌事務の特例)

第二条 (略)

2 (同上)

期 限	事 務
(略)	(略)
平成二十九年	郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)に規

3 (略)	郵政民営化法 (平成十七年法律第九十七号) 第八条に規定する移行期間の末日	郵政民営化法に規定する事務を行うこと。	(略)
3 (略)	九月三十日	定する事務を行うこと。	(略)